

令和4年6月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和4年6月7日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和4年6月7日 午前9時宣告

開 議 令和4年6月7日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 なし

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町民課長補佐	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	梶原枝理子	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産 業 振 興 課 長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	藤本 雅徳
税 務 課 長	真辺 美紀	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和4年6月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和4年6月7日 午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 常任委員会審査報告  
総務文教常任委員会



議長（西森勝仁君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。  
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の日程はお手元に配付のとおりです。  
日程第1、一般質問を行います。  
昨日に引き続き一般質問を行います。  
6番、宮崎知恵子君の発言を許します。

6番（宮崎知恵子君）

おはようございます。6番議員の宮崎知恵子でございます。議長のお許しをいただきまして、3つの質問をさせていただきます。

1つ目、国旗掲揚と愛国心教育についてお伺いをいたします。私たちは生まれ育ったふるさとのことはよく知っており、また、自然な感覚としてふるさとに対して愛着も持っております。国に対しても同様のことが言えます。私はこの生まれ育った佐川という町が大好きですし、日本人としてこの生まれ育ったこの国に対し、自然な感覚として愛着心も持っております。しかし、普段からその愛国心の表現の機会がそう多くはあるわけではありませんが、祝日ぐらいは国旗掲揚を通して祝日を祝うことはできるのではないのでしょうか。小さなことではありますが、私はまず祝日には特に公的機関においては、国旗を掲揚するなど考えていただきたいと思っております。

そこで、質問をいたします。佐川町役場では、現在、祝日の国旗掲揚をどの様にしておいでますでしょうか。全ての祝日に国旗掲揚がなされているかどうかをお聞かせいただければと思います。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。ただいま御質問をいただきました、宮崎議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

佐川町役場では祝日には国旗を掲揚しております。全ての祝日の日に宿直さんがいらっしゃいますので、そちらのほうに対応してござっておりますので、よろしく願いいたします。

6番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。継続してよろしく願いいたします。

2つ目の質問としまして、全ての祝日に国旗掲揚することは、あ、ごめんなさい。

役場にかかわらずですね、かわせみとか学校、町立施設において

同様に国旗掲揚をしていますでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えさせていただきます。まず、国旗掲揚の施設、ポールとかがございます町立施設は役場の本庁と、文化センター、それから各小中学校となっております。その施設につきましては、ごめんなさい、その他の施設につきましては国旗の掲揚台を設置する必要がありまして、今のところ施設の設置にかかる費用などの面から現実問題として掲揚することは難しいのではないかと考えております。

また、掲揚台がある施設につきましても祝日は基本的に休館、お休みとなっているため、掲揚する人がいないというところで、こちらについてもちょっと難しいかなと考えています。

役場のほうは先ほど申し上げましたように、祝日には必ず国旗のほう掲揚させていただいておりますし、文化センターのほうも実は毎日あげてくださっていたようなんですけども、現在のところ、掲揚する施設のほうが故障しておりまして、あげられない状況にはなっております。ですので、町内から国旗掲揚について住民の皆さんなどから掲揚していただきたいと、ぜひお願いしたいというような強い要望があれば検討をさせていただきたいと考えております。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。わかりました。それでは、私も啓蒙活動をしてまいりますので、文化センターとかですね、やっぱり雇っている方がおいでるはずですので、そういうところではぜひあげていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

今回ですね、この質問に至りました経過として、境野勝悟さんという著書の日本のこころの教育という本がございます。こちらの中では、日の丸、君が代、挨拶としてのこんにちは、さようならの意味など、わかりやすく書かれておりました。普段、何気なく使っている言葉が身近なものではありますが、日本人は元来、太陽に対して拝む風習がありまして、太陽に生かされていることに感謝をする民族であったことや、君が代はもともと女性が男性を慕って書いた内容であったことなど、まさしく日本の心を学ぶことで、国の成り立ちなどに触れることができるのではないかと感じております。こうした教育は、日本人らしさとは何かを知り、私たちの安心ルーツに、私たちの文化ルーツに触れることができる大事なものであると思

ます。ただ、現在の教育現場では、それを強制や自由の侵害と捉える向きがあり、大変残念な流れと感じております。

そこで、質問をいたします。こうした国旗、君が代の教育などは、日本を知り、日本をより好きになるための重要な内容であると考えますが、こうした内容について、町立の学校での教育は現状どのようになっていますでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えをいたします。グローバル化が進展する現代におきまして、児童生徒が国際社会に生きる1人の日本人であることを自覚し、国を愛する心や我が国の国旗及び国家に対する正しい認識と、それらを尊重する態度を尊重するということが一層重要となります。このため、さまざまな教育活動の場面において、児童生徒の発達段階に則して国旗及び国家に対する意識を高めることが大切です。

そこで、学校における教育課程の基準である学習指導要領には、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を養うよう配慮することと示されておりまして、本庁の小中学校では社会科や音楽科の中でその意義について指導するなど、それぞれの教育課程において実施をされております。

また、学習指導要領には、入学式や卒業式などにおいてその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする。こう示されておりまして、本町の公立小中学校では入学式や卒業式に会場に国旗を掲揚し、開式直後に国歌を斉唱しております。以上でございます。

6番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。私の小さいときにはこういうお勉強をしておりませんでしたので、小さいときから文化として教えることは本当に大切なことだと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、国旗はその人の人間の心を表すシンボルであり、国の歴史が刻まれております。日本に生まれた以上、思想、信条関係なく知るべきだと思います。こうした愛国心教育について、町長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

きます。愛国心教育についてということでございました。

現在の厳しくそして不安定な世界情勢の中では自らの原点である日本国に誇りと愛着を持ちまして、一人一人が自覚を持って行動することが世界の国からも信頼を得る時期であると思っております。そのために教育の現場で新しい歴史の認識と愛国心を育てることが重要であると考えております。国際社会で尊敬され、信頼される人材を育成するには我が国の歴史についてしっかりと理解をし、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことは大変重要であると考えております。このため、学校では教育活動の全般を通しまして、教育基本法の理念に則り、日本の伝統文化や我が国の歴史に対する関心や理解を深めていく必要があるのではないかと考えております。

また、国土を守り日本の安全を保っていくには、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことも大切であり、日本人として自覚と誇りを持ち、国際社会において尊敬され、信頼される生徒の育成に取り組んでいくことが大切であると考えております。

これらのことから学校教育と社会教育の振興に取り組んでおります教育委員会を力強く支援するとともに、文教のまちの継承と人材育成が必須であると受け止め、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持ち、これからの社会を支えていく人材を育てることを目指す、さかわ未来学の構想を教育委員会とともに推進をしております。さらに、これからの時代を支えていく青少年に、国を愛し、郷土を愛していただくためには、まず、身近な佐川町が愛される郷土であるべきと考えております。

私は町長としまして、対話と協働により子育て支援を初め、人を大切にする生活に密着した施策に取り組み、町民の皆様に愛され、誇りとされる佐川町になるよう努めていく所存でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

#### 6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。佐川町としての誇り高い文化を継承し、佐川町を大好きになる人がいっぱいできますように、皆様と一緒に努力したいと思っております。よろしく引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、若者の投票率についてお伺いをいたします。

平成 25 年の佐川町の若者の投票率は 10 代が 36% で、20 代が 34%

でした。私は、若者の投票への意識に大変課題を感じております。これは全国的な課題であると思います。若者が投票しないことにより、政策に偏りが生まれる可能性があり、自らの住む地域、国家の重要な施策は知らないうちに決定されていくような問題があります。今現在の政治や、参画という意味でも、また、将来にわたって投票意識への影響なども考えられるために、投票低下の対策は大変重要である、大変重要であり、まさに自分事だと意識を生かして持ってもらえるように、どうすればそのような意識を持っていただけるかということが重要であると感じております。

また、それだけではなく、例えば、町政を一緒に考えるにあたって、身近な問題から、町全体の問題や予算、税収の問題までさまざまな観点から、経営の視点も入っております。限られた予算の中でどのようなまちづくりをしていくのかということ、補償や分配だけが政治ではなく、いかにして新しく創造していくかということをとともに考え、責任感を持って町政に取り組んでいくことが大変重要であると感じております。

山形県では若者の投票率が全国で1位であったという結果が出ております。遊佐町での興味深い取り組みとして、少年議会というものがございます。学校の中で直接もしくは間接的に選挙をし、少年町長と少年議員10名を選び、予算45万円の割り当ての中で決めていくということをやっております。実際に、電車のダイヤ改正や音楽フェスの開催など実現しております。こうしたことを通して、町政とは何か、政策決定とは何かを学ぶ機会であるというのほとてもよいことと考えます。

そこで、質問をいたします。投票率向上対策会議を過去2回開催しておりますが、その結果、佐川町ではどのような取り組みが進んでおいでますでしょうか。お伺いをいたします。

選挙管理委員会事務局長（片岡和子君）

それでは、投票率向上対策会議につきまして、御回答させていただきたいと思っております。

この会議につきましては、令和3年3月16日と令和3年4月30日の2回開催をしております。令和3年度につきましては、投票率向上を目指しまして、高知県選挙管理委員会の協力をいただき、将来の有権者である中学生や高校生に選挙を身近に感じてもらうため、町立尾川中学校、それから県立佐川高校の生徒さんを対象に出前授

業や模擬投票を行いました。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。前よりか進んでいるということでございましょうか。はい。引き続き、遊佐町のような少年議会の取り組みについてはどのような感じられましたでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（片岡和子君）

宮崎議員がおっしゃるこの遊佐町、私も勉強不足で知らなかったんですけども、ホームページを拝見させていただきました。事業を開始して20年近くとなるということで、この事業は町に定着をして、また、成果が現れているからこそ長期間継続して実施されてきているのだなと感じました。

若者の投票率の低さにつきましては、いろんな考えっていうか、低い理由について述べているところがあるとは思いますが、やはり、若い方はほかの年代の方と比べて社会との接点が少ないことであったりとか、なじみの薄い選挙に対する心理的抵抗感。投票所がどなたのところかわからないので、あんまり行きたくないなみたいなそんなことも影響しているということインターネットのほうで読ませていただきました。ですので、宮崎議員が先ほどおっしゃいましたように、若者自らが町政を身近に、そして自分事として捉えて、自分がすべきことを認識していただくことが投票率の向上につながる一つの要因になってくるかと思えます。

佐川町では先ほど申し上げました各学校での出前授業や模擬投票なんかを行いまして啓発に今後も努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。何でも一気にはいきませんので、気がついたことから一つずつ頑張ってやっていきたいと思えます。

それで、なぜこのような質問をしたかと言いますと、実は若者がやっぱり相談に来たりするときに、やっぱりお年寄りに対してやっぱり補償とかあるけれども、若者に対して本当に町政とか議員であったりとかするのが、する人が、何て言うか、理解をしていただいてないので、低い給料の中からこの町の税金とか払うのは大変やというようなお話をお伺いしまして、それだったらあなたら若い人が選挙に参加せんといかんのやないって、自分の意見を言わんといかんのやないっていうところからこの質問をさせていただきました。

私も一生懸命啓蒙していきますので、皆さんもぜひ将来を担う子供たちが明るい未来ができますように、ぜひ進めていきたいと思いません。よろしく願いいたします。

続きまして、LGBTQについてお伺いをいたします。高知県や高知市では同性パートナーについての制度、パートナーシップ登録について制度ができております。また、土佐清水市が6月1日に同性カップルや子ども家族として公に認めるパートナーシップファミリーシップ登録制度を導入いたしました。

LGBTについて海外では2010年にアイスランドが同性婚を認め、その後もヨーロッパを中心にLGBTを保護する法律を制定している国が増えております。昨年開催された東京オリンピックでも性転換をして男性から女性になり、女性の代表選手として参加をしましたが、筋肉の量や骨格など体格の違いもあり、不公平ではないかという意見もございました。スポーツを巡ってアメリカでは身体は男性だが女性と自認しているトランスジェンダーのアスリートが女子スポーツに参加することを禁止する州が増えております。出場の禁止を求める訴訟も起きております。

日本におきましても全国の自治体でも徐々にパートナーシップ制度の導入が増えております。年々多様な性のあり方を認めようとする動きが強まっており、LGBTの方々への理解が進み、人権が尊重されることは当然だと思われましても、このような制度について進みすぎると少子化、人口減少、家族制度の希薄化などにつながるのではないかと危惧をしております。

昨年5月に開催されました自民党性的嗜好性自覚に関する特例委員会では、東京五輪前に成立を目指していたLGBT理解増進法案に対し、異論が続出し、国会提出が見送られたという事例もございます。本委員会ではいきすぎた運動や訴訟につながるのではないかと、自分は女性だと主張する男性が女湯に入ることを要求するようなケースが生じかねないという意見もあり、これは体は男性で、男性の方でも自己認識が女性である場合、その人が女湯や女性トイレの利用を認められるようになれば、差別と非難されてしまう可能性があることなど問題になっております。生物学上、種の保存に背く生物学の根幹に抗うといった発言や、性的少数者の当事者も非当事者もお互いに我慢をして社会を守り、受忍義務があるとし、差別があったら訴訟となれば、社会が壊れてしまいます。その趣旨の発言もあ

ったと報道されております。これらの発言について差別と偏見に基づく発言だと一方的な報道もあり、その姿勢には幾ばくかの違和感を感じます。このような発言がLGBTに対する無理解や差別だと言われるようでは思想、心情、言論の自由が侵害されてしまうのではないかと心配をいたします。

さらに、昨年5月には50代の性同一障害の経済産業省職員が職場の女性トイレの使用が制限されているのは不当な差別だと国を訴えた裁判で、裁判長は経済産業省にはほかの職員の性的羞恥心や性的不安を考慮し、全ての職員に対して適切な職場環境にする責任があったとして、女性の使用の制限は違法でないという東京高等裁判官の判決が出ておりました。しかし、2審では敗訴となっております。

通常的女性であれば、女性トイレに男性の肉体を持った人が入ったら当然嫌がるものですし、不快に思うことが普通であり、場合によっては性犯罪とみられることも十分にあります。自分の心は女性であるという人が女性トイレや女性のお風呂に入り込んだ場合、実際に女性であることが本当なのかどうか見極めるのは非常に難しい問題であります。利用できないことが差別というのではなく、男女の区別として考えていくべきではないかと思っております。

高知県の人口は現在大体67万人ぐらいですけれども、LGBTQの人数は日本国内に70万から80万ぐらいいると言われております。私が特に申し上げたいのはQにあたる、クエスチョニング、要は自分の性別がどちらかわからなくなっている人が増えているということです。性的少数者と言われておりますので、そこまで数としては多くはないと思いますが、そうした問題をことさらに取り上げることで、特に多感な学生の時期に自分は女性だけれども、人からサバサバしている、少し男らしいところもあるなどと言われることで、自分の性別が次第にわからなくなってくるなど、大々的な取り組みが結果として混乱を招いていると思われる部分もあります。

幸福実現党といたしましては、多様な価値観や自由を尊重しております。LGBTの方々が迫害されることがないように、一定の理解を得られ、自由の幸福追求が尊重されるべきと考えております。ただ、社会規範や社会秩序を乱すところまで自由を認めてしまえば普通の男女が生きにくい世の中になることや、逆差別のようなケース

が起こるのではないかというおそれがあります。何より、幸福実現党では性別の問題については今世はこの性で生きると計画を立てて生きてきております。人間は肉体に宿る魂こそが実態であり、魂こそが何度も何度もこの地上に転生輪廻を重ね、また、その過程で今世は女性として生まれていても過去には別の性別で生まれたということもあると教わっております。そして、今世の人生において、自らがあえてその性別を選んで生まれてきていること、その性別で人生を生き抜く中に、自らの人生の問題集があり、向き合っただけで得られる気づきもあるということをお話しております。その視点に立って考えますと、どうしても性別がなじまない方がおられることも認めつつも、いきすぎた自由を推進することが、その悩みの渦中にある方にとって本当の意味でよい解決ではないかもしれないと考えております。

そこで、質問をいたします。昨今のLGBTQへの風潮を佐川町ではどのように捉えておいででしょうか。

総務課長（片岡和子君）

現在、人の性につきましては男女にはっきりとわかれるものではなくて、さまざまであることの認識が社会的にも高まってきているところだと思います。高知県内でも身近な人権問題として啓発が進められているところと認識をしております。

また、近年につきましては、性別を意味するジェンダーと中立を意味するニュートラルを組み合わせた言葉で性別を超えた中立的な状態を目指す思想で、性やジェンダーに縛られないジェンダーニュートラルという考え方も広がりを見せていると聞いております。いずれにいたしましても、差別や偏見、就職活動における不利益、結婚の権利など、セクシャルマイノリティーと呼ばれる人々が抱える問題は本当に広範囲にわたっており、生きづらさを感じておられる方々も多くいると聞いております。誰もが自分の性的嗜好が性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の仕組みや制度、また、私たちが身近なところでできることを今一度見直していく必要があると考えているところでございます。以上です。

6番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。今現在そういう方からの申請とかいうのはございませんでしょうか。佐川町に。

総務課長（片岡和子君）

私の知る範囲では今のところ相談のほうは承ったことがないようではあります。

6 番（宮崎知恵子君）

そのような方がおいででした場合ですね、今後の取り組みについてどのように考えておいででしょうか。

総務課長（片岡和子君）

はい。もし相談があった場合には、まずはお話を聞くことから始めさせていただきたいとは思っておりますけれども、職員自体のほうも研修などを通じてこのLGBTQに関する理解などを一層深めてまいりまして、深めてまいりたいと考えております。ですので、3年度につきましては研修会を職員の間でしたいなと考えていたところですが、残念ながらコロナウイルス感染症の拡大予防の観点から開催することができておりませんでしたので、本年度につきましては、そういった研修会のほうも検討していきたいと考えてるところでございます。

6 番（宮崎知恵子君）

はい、ありがとうございます。町長の姿勢でもあります、やはり相手の気持ちを重んじるということは、お互いを理解する、お互いを知るということは愛することになりますので、町民も行政も議員も本当に三位一体になってよりよいまちづくりのために頑張りたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、以上3点質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、6番、宮崎知恵子君の一般質問を終わります。

ここで10分休憩します。

休憩 午前9時40分

再開 午前9時50分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、4番、田村幸生君の発言を許します。

4 番（田村幸生君）

議席番号4番、田村幸生です。議長のお許しをいただきましたの

で、質問をさせていただきます。今回は、佐川町の基幹産業であります農業に関連した課題を中心に質問をいたします。

佐川町の農業は水田を中心にした営農形態では水稲にほかの作物を組み合わせる経営が多いですが、近年、主食用米価格は消費の低迷に歯止めがかからず、令和3年産米で30キログラムあたり5千円台前半となり、令和4年産米につきましては新米需要が大きく落ち込みがさらに販売価格の低下が予測され、生産意欲にも影響をしております。米以外の農業分野においても新型コロナウイルス感染症の拡大による居酒屋等の時短や休業による業務用需要の減少は販売単価を押し下げる状況が発生し、所得の低下を招いています。さらに、肥料農薬資材などの生産経費は軒並み上昇し、経営収支を圧迫する品目も散見されます。

また、近ごろ就農者の高齢化などにより、離農する方も目立つように感じています。このままでは今後10年で農業就業者の大幅減少に直面してしまうことは明らかであります。このことは農業用水路の維持管理の停滞、あるいは集落崩壊を引き起こす事態になりかねません。

ここで、片岡町長にお聞きをします。町長が思い描くもうける農業、これからの佐川町農業振興の方向性や課題解決に向けたお考えを改めてお聞かせください。まあ、この短時間ではなかなか町長の思いは全部は言い切れないかも知れませんが、お構いない範囲でお聞かせいただけたらなと思っています。よろしくお願いします。

町長（片岡雄司君）

田村議員の御質問にお答えをさせていただきます。私の農業振興への思い、方向性について御答弁をさせていただきます。

まず、佐川町の農業振興につきましては、まず第1に現在農業に従事されている農家の皆様の下支えが重要であると考えております。農地や農業インフラ、農業環境を維持していくための中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金など現行の補助制度を継続し、地域で持続的に農業ができる環境を整えることが農業振興の基本であると考えております。

次に、農業の担い手の確保が重要となります。現在も実施しておりますが、新規就農者向けの補助制度の活用や新規就農者を増やすために高知県等が開催する相談会への参加、就農希望者に対しては就農制度を活用するなど新たな担い手確保を行っております。合わ

せて集落営農の取り組みに対しましてもこれまでどおり支援をさせていただきます。普及所や関係機関と連携しながら農業の担い手確保の取り組みを進めてまいります。

次に基幹作物の振興です。佐川町の基幹作物としましては、トマト、イチゴ、ニラ、梨、ショウガ、お茶、酪農の7品目がございます。この基幹作物を産地として継続できるように栽培面積や収穫量などの維持、増加につながる各種補助事業による支援を行いたいと考えております。また、来年5月には道の駅がオープン予定となっております。この道の駅を新たな販路として多くの農業者の方に御活用していただくことで少しでも農業所得の向上につながるようしていきたいとも考えております。

次に、圃場整備事業については、現在、市ノ瀬、立野、馬の原エリアで実施に向け準備を進めておりますが、事業費の所有者負担が実質ゼロで実施できるようになっておりますので、地元からの要望があれば事業説明や調査を行っていききたいと考えております。この事業につきましても積極的に取り組みを進めていききたいと考えております。

そのほか、以前から課題となっております耕作放棄地への対策やICT技術を活用したスマート農業の導入につきましても取り組んでいききたいと考えております。今後におきましても農家の皆様や地域のニーズに合わせた施策を展開し、農業振興の発展に取り組んでいききたいと考えております。以上でございます。

#### 4番（田村幸生君）

ありがとうございます。佐川中央基盤整備の担い手ということで自分もメンバーさんに含まれておまして、たびたび会で貴重な御意見をお聞かせいただいている側であるということで、これから柳瀬から市ノ瀬、立野、馬の原、とても使いやすい農地ができてくるということで、地域の利用者も含めて大変喜んでおる状況が見てとれます。ありがとうございます。

町長の今のお考えをお聞きした上で、続いて質問していきたいと思っております。先ほど町長が言われましたように、佐川町の農業振興作物は野菜ではショウガ、イチゴ、トマト、ニラ、ピーマンでしばらく変わっていません。新規の有望作物を見つけ出し導入することは容易なことではありません。特に内容の精査はもとより意欲ある農家や担い手と同意する方向を見つめて攻めの行動をすることが重要と

考えます。地域に合う有望作物の模索、探求の現状と既存の振興作物も含めて今後の計画をお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは田村議員の御質問にお答えいたします。まず、令和3年度における佐川町での野菜生産量の上位はショウガ、ニラ、イチゴ、トマトなどといった基幹作物が占めております。これらの作物につきましても、佐川町の気候、気温や降水量といった地理的環境、販路や市場価格などの複合的な要因により、佐川町における主要な作物として定着してきた経緯がございます。

こうした背景があることから、現在の地域農業を守り、継続的に安定した経営につなげるといった観点から、町として新規作物の導入につきましても、近年率先して模索探求するということは行っておりませんでした。しかし、今後におきましても、地域農業再生協議会の中で協議し、取り組みを進めていきたいと考えております。

地域農業再生協議会とは国の経営所得安定対策等の事業を実施するほか、地域の戦略作物の生産振興や農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成、確保などの地域農業の振興を目的に設立した協議会でございます。昨年度までは仁淀川地域農業再生協議会としてJAに事務委託をして流城市町村で組織しておりましたが、今年度からは佐川町単独で協議会を設立しております。構成メンバーとしましては、佐川町、佐川町農業委員会、JA高知県、農業共済組合、農業者の方から認定農業者連絡協議会、農事組合法人、あと、担い手育成総合支援協議会、以上のメンバーで構成をしております。

単独の協議会となったことで佐川町の農業に特化した取り組みを協議していくということが可能になりました。農家の皆様や生産された作物の受け入れ先である販売業者の方などから新規の有望作物の提案がございましたら、協議会の中でしっかりと検討をしていき、協議を導入できるものはしていきたいと考えております。

高知県内で栽培実績があるような品目であれば比較的容易に導入することもできるのではないかとというふうに考えております。以上です。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。協議会のほう、JAから離れて佐川は佐川単独になったということで、小回りがきくようになって新規作物の導入もしやすくなったというお話をいただきました。本当に

ありがとうございます。

以前に、以前の話ですが、農家が有望作物の見学に行きたいってことで、町の担当課に同行を何回かお願いした経過があったようです。しかし、そのたびに忙しいからと断られたという話を聞きました。まあ、そのJA、その協議会がJAとかどうのいう話の前のことであります。前向きに歩もうとする農業者に寄り添う、そして課題や情報を共有することはとても重要なことです。忙しいから、何を優先して忙しいかっていうことなのですが、忙しくても同行する姿勢をよろしくお願ひしたい。それが農家のモチベーションにもつながるし、町の担当の方からも見られてるよっていう生産者の頑張る力にもつながるっていうことで、単にそこで行ってほしいっていうのを単に忙しいから行けんよっていう話だけではなくて、やっぱり一步踏み込んで、地域の方、農業以外も一緒ですが、地域の方や農業者がこういうことで相談があるっていうときにはやっぱりその立場に立った考え方をしていただきたいなというふうに感じました。

先ほどお話しいただきました有望作物の探求や導入、もちろん試作も大事ですし、私自身甘唐辛子っていうものをつくっているんですが、昨年からですけども、10年前に東津野が導入を、津野町が導入しまして、1本当たり1万2千円の実績を挙げています。千本で1,200万っていうような実績を挙げておりまして、「うわ、もうけるね」ということで去年試作というか、去年試作して今年本づくりになっているんですが、それでも6千円、7千円ぐらいにはいけそうな勢いがあります。で、そういったことでそういう作物を導入していくときでもやっぱりその二番煎じじゃなくて、やっぱり県下でこういうのが広がりゆうっていうたら早速見に行くっていうその行動力をやっぱり示していただけたらなと感じています。その辺よろしくお願ひします。

次いきます。青色申告決算をする農業者の所得補償制度加入、加入戸数維持拡大のための保険料補助について御質問させていただきます。青色申告決算をする堅実で積極的な農業者は販売価格の低迷などによる不測の事態に備え、NOSA Iの所得補償制度に加入し、自助努力をしています。特に最近、環境は不安定な要素が多く見られるようになり、生産では台風の大型化や豪雨、販売面では新型コロナ感染症によるさまざまな影響など、リスクを軽減し再生産のた

めにも加入は必要不可欠と考えます。

現在、佐川町の青色申告農業者は 89 戸。令和 4 年度に補償制度への加入する農業者は 33 戸にとどまっています。保険料の助成を実施することにより、加入農業者の増加が図られ、さらに個々の経営の安定化も見込まれます。再生産にも生かされます。

県下では令和 3 年度に 8 市町が保険料助成を実施をしております。佐川町の令和 3 年度に支払われた保険金は 2,774 万 5 千円になっています。実際、万が一のときに再生産ができない、台風でハウスが倒壊してしもうた、そういったときにも新たに再生産ができる、スタートができるっていうことの重要性は自分自身も認識をしております。こういったことで御答弁を求めたいと思います。保険料の補助につきよろしくお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。議員がおっしゃられております所得補償制度につきましても、国が、平成 31 年から農業のさまざまなリスクに対する経営の安定を図る観点から実施しております収入保険となっております。この収入保険の制度としましては、保険期間の販売収入が過去 5 年間の平均収入の 9 割を下回ったときに、下回った額の 9 割を上限として補償を受けることができるというものです。

同様のセーフティネットとしては、農業共済や野菜価格安定制度などがございますが、農産物の需要や価格の低下、さらに自然災害などによる収入の減少までをしっかりと補償できる制度はほかにございませんので、地域の農業者の経営安定のためには有効な制度であると考えております。

また、この保険への加入を推進する他の自治体の動向としましては、近隣では仁淀川町と中土佐町が保険加入への支援を実施しております。高知県全体では 8 市町がこの取り組みを支援しているとのことでございます。当町におきましても現在のコロナウイルス感染症拡大による影響により、行き先の不安感をいただいている農業者に対し、この保険への加入を支援することで加入を推進し大きな補償によって地域の農業者の経営安定と地域農業の維持を図りたいと考えておりますので、今後、農業共済組合と協議を行いながら支援の実施に向けて制度設計をしていきたいと考えております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。安堵いたしております。制度設計まで御

検討いただけるということで、本当に農家の厳しい中で頑張る、佐川で生きていくっていう農家の思いに応えられるっていうこと、本当に感謝申し上げたいと思います。

それでは、続きまして、農村型地域運営組織への推進取り組みについてをお伺いをいたします。

高齢化や人口減少により、農村地域では集落の機能低下が始まっています。このため、複数の集落を単位として、多様な組織や関係者が連携し、農地の保全管理、地域の農産物などを活用した農業振興、買い物や子育て支援などの生活援助といった地域コミュニティ活動を推進する組織である、農村型地域運営組織の形成が急務となっています。農村の暮らしを持続的に支えていく事業体の育成。最初にもお話しましたが、今後10年で農業就農者の大幅な減少が予測されるなか、高齢化の進展もあり、安心して農村で働き生活できる環境を整えていくことが重要と捉え、仕事、暮らし、活力の連携した仕組みづくりを佐川町で推進取り組みができる道筋についてお聞きします。よろしくをお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。農村型地域運営組織、通称農村RMO、この取り組みに関しては本年度から国の交付金を受けて、県が推進をしている取り組みとなっております。農村RMOの事業が導入に至った背景につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおりの形となっております。

議員は既に御承知かと思いますが、農村RMOについて少し御説明をさせていただきますと、農村RMOは中山間地域において農用地や水路などの保全を行う、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の取り組みを行うものと、サロンや買い物支援などの生活支援の取り組みを合わせて行うものとなっております。

国が示している農村RMOを形成するためのパターンとしては次の3つがございます。1つ目としては農地等の保全活動を行う農業者組織と生活支援の活動をしている地域の組織が連携して形成するもの。2つ目に農地の保全活動を行う農業者組織が活動を発展させて生活支援の活動までを行うもの。最後に地域支援活動をしている地域の組織から農地の保全活動を行う農業組織に対して人材派遣などの支援を行うことで、農村RMOに発展する場合という形となっております。

この取り組みに関しては中山間地域の農村を守るというところで、非常に有効な手段だということでは考えております。御要望があればですね、勉強会等を行って取り組みを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。今のままでは農家、農業、この10年、いや、10年ももたないかもしれません。いくら農業振興、農業振興いってもつくる人が減ってきます。農業してる人の年齢が60から上もう半分、もうほぼほぼ大多数なので、その方たちがリタイアする、自分らも含めたらもうこっから下はほぼほぼ地区の管内に農業でお米つくってくれる、そういう人はほぼほぼいない状況なので、それをいくら旗振って振興します、振興しますって誰がつくるっていう話になってきますので、そこはやっぱりそういった下支えができる仕組みづくりを今からしっかりつくっていかないと。

せっかくこんなきれいな緑があって田んぼがあって、ハウネンエビや蛍がっていう場所が本当につくる者がいなくなって放棄地になってしまう。集落の周りは放棄地で集落はお年寄りばかりで若い者はおらんしごみ出しもできん状況が将来見られてくるような状況では本当に悲しい限りになってくるんで。そこはぜひとも道筋をつけていただきましたので、これから行政の御指導を仰ぎながら手順を踏み、地域の課題を見つけて、関係の団体と協議して組織化できることを確信をしています。

以上で、本日の私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、4番、田村幸生君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、8番、下川芳樹君の発言を許します。

8 番（下川芳樹君）

8番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て通告に従い、5点の質問をいたします。今回の質問で重複する内容の答弁は簡潔にお答えいただけて結構でございます。今定例会においても町政の質を問う者としてこの席から質問させていただきます。執行部の皆様には誠意ある御答弁をよろしくお願いを申しあげます。

まず初めに、町が計画している人・農地プランの策定状況についてお尋ねをいたします。先ほど、田村議員のほうからも農業に関連する質問がございました。大変農業が厳しい状況の中で、しっかりと基幹産業を支えてくれておられる方々がいらっしゃいます。そのような皆様の指針になるような計画であろうというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

国が進める農地の集約化と人の確保・育成、農地保全による荒廃防止などを目指す人・農地関連法が本年5月20日の参院本会議で可決成立いたしました。この法では市町村が地域農業の将来のあり方について協議の場を設け、目標地図を含めた地図計画、人・農地プランを策定し、農業委員会は農業を担う者ごとに利用する農地などを定めた目標地図の素案づくりを担うこととなっています。詳細は分散作圃の状況にある農地を使いやすくまとめるため、あらかじめ将来の農地利用の姿を描き、計画的に集積、集約化を進めるために、市町村は協議の場を設けて、話し合いを行い、地域計画を策定いたします。農業委員会は関係機関の協力を得ながら農業者の意向を踏まえ、目標地図の素案を作成します。地域計画は法律の施行日、政府によりますとその予想は2023年4月から2年経過する日までに作成することのようで、作成期間は3年程度となる見込みです。策定までには期間に余裕があるようですが、既に東北各県では策定が終わり、全国的にも取り組みが進む市町村が増えてきています。その背景には、国が行う有利な補助事業の導入を図る意味合いもあるように思われます。

さて、佐川町の状況ですが、令和3年6月定例会で、新規就農者向けの体験ハウス設置について質問をいたしましたところ、人・農地プランの実質化でソフト・ハードの支援をしていくとの答弁をいただきました。令和3年度中に策定するとの話も聞き及んでおりましたが、現在の状況はいかがでしょうか。まず、このことについてお答えをいただきたいと思えます。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、下川議員の御質問にお答えいたします。

人・農地プランの策定状況ですが、現在、令和、過去にですね、人・農地プランについては平成24年度から取り組みを開始してきておりました。佐川町では平野、上黒原、庄田、斗賀野、佐川の5プランを作成してきておりました。ただ、令和2年度までに策定されたこの人・農地プランでは、対象地区内の過半数の農地において、近い将来、農地の経営体が特定されておらず、平野のプランを除き国が示す人・農地プランの実質化がされてない状況でした。また、国や県の所管する交付金や補助金を活用する上でも、地域の担い手の集約や今後の営農計画を作成して、実行することが必要要件となりつつあります。令和3年度において既に実質化の要件を満たしている人・農地プランを除き、小学校区単位での区分けに変更して、さらに現在圃場整備を計画している市ノ瀬、立野、馬の原の地区を佐川地区から分けた6プランを対象地区として実質化を実施しました。人・農地プランの実質化とは、アンケート調査により対象地区のおおむね5年から10年後の農地利用に関する意向確認を行い、アンケート結果などをもとに農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を地図により状況を把握し、今後の地域の中心となる経営体への農地の集約化に関する将来の方針を作成するものです。

当町の場合、令和2年度に実施しました営農意向調査及び佐川町の農業の将来に関する調査結果をもとに、昨年度地図を作成したうえで令和4年3月に地域の農業関係者の方に地図を見ていただきながら現況把握を行い、中心経営体の農地の集約化に関する方針を定め、令和4年3月31付で実質化した人・農地プランを作成して、現在ホームページのほうで公開をしております。以上です。

#### 8番（下川芳樹君）

お答えありがとうございます。平成24年から平野ほか5プラン、これは地域別に集落単位で行ったプランの策定だと思います。現在では小学校単位で市ノ瀬を、市ノ瀬、馬の原、立野か、圃場整備を実行していくエリアを除いた6プランで作成をしているということで、実質、本年3月31日に策定が前期の部分が終わったと。で、令和3年度中に策定という部分においては、3年度中には終わったというふうな御報告でございます。

次に、現行の人・農地プランの内容についてお尋ねをいたします。先の質問では体験ハウスの設置について人・農地プランの実質化に

より、支援をするとのお答えでしたが、現在、そのプランの内容についてどのようなものが盛り込まれているのか、どのような範囲でその内容について定めているのか、詳細については今後まだまだ充実させていかなければならない点多々あるかと思っておりますので、計画の進め方、考え方等ございましたら合わせてお答えをいただきたいと思っております。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。まず、先ほど説明したプランの数ですが、私の説明が少しよくなかったようでして、下川議員がおっしゃられた6プランに、あと既に実質化されております平野のプランを含めた7プランという形になっております。

それでは御質問のプランの内容となりますが、具体的にはそのプランの中にあります農地の耕地面積の合計であったり、その中の75歳以上の耕作者の面積、またその中で後継者が定まっているかどうかといったような地域の実情を把握する農地の情報、そのほか耕作放棄地の問題や水稲から他の作物への転換など、各地における課題、また、認定農業者や新規就農者など担い手や集落営農組織の設立を含めた中心経営体への農地集約に関する方針、さらにはそれらを実行していくために必要となります耕作放棄地の対策、基盤整備、鳥獣被害防止や農道、水路などの維持管理の方針などを個々に定めて、今年度からプランを実践していくというようなことになっております。以上です。

8番（下川芳樹君）

はい。さまざまな多面的な内容がそのプランの中に含まれているというふうなことでございます。確かに高齢化も進み、荒廃の地も増えつつあるというふうな状況の中で、それぞれのプランのエリア内、どのような方がどのような農業を推進していくのか、それからどのような土地を有効に活用し、将来に残し、農業経営につなげていくのか、そのような部分について精査をしていかなければならないというふうなことでございます。

期間についてはですね、どれぐらいの間で更新をされて、どういうふうな形でその計画の見直しをされていくのか、そのあたり少しお答えください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。昨年度、人・農地プランを実施しましたが、コ

コロナ禍の状況とかを踏まえてですね、十分な回数の座談会というところも開催できませんでした。今後についてはですね、今作成している実質化したプランをもとにして、年に1回は地域の方、農業関係者の方にプランごとに集まっていただいて、座談会を開催して、地域の実情とか方針について話し合いを行って、各地域の課題とかを洗い出して、その地域の人・農地プランという形でしっかりと地域の特徴をもったプランを作成していきたいというふうに考えております。以上です。

#### 8 番（下川芳樹君）

はい。コロナ禍で十分に農業者の皆さんの意見が反映される機会が少なかったというふうなことでございます。まあ、前段で田村議員のほうからも質問がありました。佐川の有利作物というふうなことで、農業経営が安定する、継続できる。将来担い手がしっかり佐川町の農業を支えていくというふうな形の内容にならないとですね、せっかくつくったものもなんの意味もない。で、今後具体的にそれぞれのプランのエリアの中で、じゃあこのエリアではどのような農業をどのような方がどのような土地でどういうふうに策定していくのかというふうなことが総合的に話されていくと思います。しっかりですね、そこらあたりその農業者に沿ってですね、プランの実現を目指していただきたいというふうに思います。

それと、質問の前段でも申しましたが、その体験ハウスの関係です。私の気持ちとしてはぜひですね、こういうハウスも新規就農者のために必要なのかなというふうに考えておりますが、そのあたりはいかがでしょう。

#### 産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。昨年6月の定例会において下川議員から御質問いただき、また、以前には森議員からも体験ハウスについては御質問いただいております。新規就農向けの体験ハウスにつきましては、この人・農地プランの作成と並行して検討を進めてきました。佐川町に不足した実施方法について、高知県からも情報をいろいろいただきながら検討を重ねております。当町の場合、ハウスで栽培されている作物に関しては、振興作物の中でも基幹作物ですね、その中でもニラ、高糖度トマト、イチゴと3品目ありまして、それぞれ品目で必要となるハウスの性能や設備も異なってきます。現在検討している方法としましては、佐川町に施設園芸での就農希

望者が研修で来た場合に、まずその方の研修用ハウスとしてハウスを整備し、そこで研修を終えた段階でのれん分けをする形でそこからレンタルハウスの方式で経営を開始していただくことがいいのではないかと考えておりますが、これの実行に向けてもまだ課題がいくつかございますので、そのあたりも現在協議を進めているところです。今後ですね、レンタルハウスにつきましては町のほうで案を作成した上で、佐川町地域農業再生協議会の中でも協議をしていて、佐川町に今度は新たな施設園芸での研修希望者が来た時には実施をしていきたいというふうに考えております。以上です。

#### 8 番（下川芳樹君）

はい。まだまだ検討しなければならない、また、計画を積み上げていかなければならない部分が多々あるかと思えます。現在、地球環境、ものすごい温暖化、さまざまな気象変動で大変な状況でございます。人口はどんどん増加しております。また、地域によっては紛争が起こり、食料危機を招くような事態も発生しつつあります。ぜひ、地域の農業、ひいては日本国の農業を守っていくというふうな観点でも農業に関する思いというものはしっかりもっていただいて、自給率を高めていくというふうな部分に関してもですね、しっかり心に据えて、検討していただきたいと思えます。

今後ですね、その方向性についてはまた注視しながら質問させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

それでは2番目の質問です。高齢者を対象とした行政主導のスマートフォン勉強会について、お尋ねをいたします。昨年9月の定例会において、行政のデジタル化に伴う、どこでも誰でもスマートフォンで最新の情報を得る時代だ。防災や健康に関するアプリを高齢者が有効に活用するためにも安心して参加できる民間と行政で共催したスマホ教室を開催してみてもとの質問をさせていただきました。執行部からの回答は、今後、集落活動センター、あつたかふれあいセンターにタブレットを用意する。タブレットの配置ができた段階でお年寄りの皆さんにスマホの活用方法を教える講習会を行政と大学、民間事業者との連携で必ず取り組んでいきたいとの御答弁をいただいております。本年4月からは新たな防災無線システムが本格稼働し、地域の集落活動センターなどの拠点にもタブレットの配置が進んでいます。

そこで初めにお尋ねをいたします。新しい防災無線システムや、

町が行うLINEを活用した情報ネットワークにより、町民の皆さんへの情報伝達が以前よりも向上していると思われます。その根拠として、令和3年度末には家庭に配備されていた戸別受信機が町により回収されています。令和4年度以降、新たな防災無線やLINEの活用で改善された内容はどのようなものでしょうか。また、これまで難聴地域の家庭や防災関係者などの家庭に配備されていた戸別受信機の設置はどの様に変更されたのでしょうか。その詳細についてお答えをいただきたいと思ひます。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

下川議員の御質問にお答えさせていただきます。御存じのように防災行政無線の更新に合わせまして、今回戸別受信機のほうにつきましては、LINEとのほうとの連携ということで、少しでもその台数を減すというところも目的に取り組みを進めております。

現在、まだその回収のほうをやっているところなんです、全て新しいものに変えたいというところで、まだかっちり数字を押さえられている状況ではございません。しかしながらですね、今、前回の旧式のを配布しているところからにつきましては、同等数要求、新しいものへの交換の要求というものがあっている状況ではございません。また、今後、その辺の数値につきましても随分実態のところを押さえられてくるのではないかとというふうに認識はしております。

また、LINEのほうにつきましては、いろいろ情報を流すことによりまして、やっぱり若い世代の方、特に健康福祉関連のそういった情報なんかも多いわけなんです、そうした方につきまして、若いお母さんなんか情報なんか入手しやすくなっているのではないかとというふうに感じております。

また、広報のほうにつきましても。情報のほうですね、最小限にいたしまして、QRコードなどから読み取れるような、そういったような仕組みのほうも進めているところでございます。以上です。

8番（下川芳樹君）

はい。御説明をいただきました。先ほどの御答弁の内容で言いますと、令和3年度までに配備されていた各家の戸別受信機、これは新たに新しいものに置きかえるというふうな内容だったように思ひました。難聴エリアの御家庭とか、それから特に防災関連の職員、それから関係機関の皆さんが緊急時の情報をスムーズに取り入れる

ということで小型受信機を設置されていたように思います。このあたりは新たな小型受信機がまた再度配備されるようなことになるのでしょうか。お願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。当初の防災行政無線計画導入の段階では極力ですね、スマートフォンなどお持ちの方につきましてはそちらのほうを御活用していただいて、ということで進めてきたところなんです。やはり消防団でありますとか、そういった方につきましては、やはり防災行政無線がないとやっぱり都合が悪いといったようなお話もお聞きしておりますので、そちらのほうにつきましては当初の計画から若干増やしたような形で希望に添う形で配布のほうは可能な限りやっていくというような形で計画のほうも見直しをしているということで、防災担当のほうとは確認をしております。以上です。

8番（下川芳樹君）

次に、町内の高齢者世帯、独居高齢者の皆さんへの対策についてお伺いをいたします。先ほどの御説明でもスマホの活用ということで、情報がスムーズに伝達しやすくなったと、そのようなこと、改善されたなというふうに感じております。スマホの活用でさまざまな情報が防災無線や広報、町広報以外の方法により、容易に確認できることが可能となりました。しかし、スマホ以外の携帯電話を御利用されている方、パソコンなどの通信手段を持たれていない方などは、緊急時の情報や内容の確認がしづらい環境におかれています。確かに子機の配置というふうなことも考えられますが、なかなか全ての御家庭に配置するということは難しいと思います。

特に高齢者の皆さんはこれらの電子機器に関する知識が乏しい、なじめない、このように考えておられる方が多いのが実情です。70歳前後の皆さんはスマホを活用される方も多いんですが、それ以上の年齢の方は興味がありつつ独自に利用するまでには至らないというのが現状です。その理由の一つに、スマホの操作がわからない。民間の事業者のスマホ教室で契約するには不安がある。このようなことが考えられます。

今後ますますデジタル化が進み、町民の皆さん全てが平等に情報共有できる体制づくりを進めていくためには、高齢者の皆さんにスマホを活用していただくチャンスが必要です。スマホによる情報提供をスムーズに進めるためには行政が開催する安心できるスマホの

講習会を実施し、スマホ年齢の底上げを図るべきだと考えますがいかがでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。以前、下川議員のほうにもこの御質問をいただいたところですが、スマホ教室につきましては、これまで高知県立大学、こちらのほうと連携して事業を進めております集落活動センターたいこ岩、こちらのほうで大学生のほうを講師としまして教室を実施していくような事業展開、こちらのほうですね、大学のほうから申し出のほうもいただいていたところでございます。

昨年度につきましては教室の実施に向けまして、打ち合わせなども進めてきたところなのですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、大学生の活動のほうができなくなりまして、こうしたことから事業の実施のほうを見送っております。また、県立大との連携のほかにも、民間事業者のほうも中山間地域のほうへ無料でスマホ教室、開催しているような実態もございます。こうしたことスマホ教室の実施に向けた検討のほうも昨年度進めてきたところなのですが、こちらにつきましてもコロナの関係で集落活動センターの活動なんか制約されたこともありまして、事業を見送ったといったところが昨年度ありました。

本年度につきましては、昨年このできなかった事業につきまして、実施に向けて取り組みのほうを進めていく予定をしております。また、先ほど下川議員おっしゃりましたように、タブレット端末のほう、集落活動センター、それから夢まちランドのほうにふるさと教育のほうも導入いたしましたものを入れておりますので、こちらの使用方法につきましてもそちらの教室のほうで合わせて行うとともに、活用方法につきましても広く周知のほうしていきたいというふうに考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。進んでいるというふうなお答えでございます。私自身もですね、質問をさせていただきましたが、令和3年度にそのような取り組みが進んでるといふふうなことの情報があまりはつきりは入ってきてなかったです。ぜひですね、令和4年度からの取り組みについては、町内全部の皆さんに情報がしっかり伝わってですね、どの地域でもそういう学習の機会が得られるような、そのような取り組みを進めていただきたい。また、情報伝達についてもですね、しっ

かり地域の高齢者の皆さんに届くようお願いをしたいというふうに考えます。

議会のほうでもですね、今ペーパーレス化の意味合いも含めてタブレットを全議員が持ち、それを活用しながらですね、しっかりと議会对応ができるように研さんを積んでいるところです。町自身もペーパーレス化に向かってですね、やはり舵を切っていく時代だと思います。ならば、町民に向かっての広報であったり、情報伝達であってもですね、少しでも紙が少ない、機器によって閲覧ができる、しっかり確認ができるというスタイルを推し進めていくというのは町の行政にとっても同じ流れじゃないかなというふうに感じております。ぜひ、情報社会を有利に乗り切っていくために、今は高齢者ですが、もう本当に時代とともに段々若い世代の皆さんが中心になっていく時代になってまいりますので、今の時代をしっかりと乗り切っていただければという施策をとっていただきたい、このようにお願いいたしますのでこの質問は終わります。

それでは、3番目の質問です。佐川町が計画している道の駅に関連する事業計画の進捗について、先の3月定例会で質問をした内容を踏まえ、5つの事項についてお尋ねをいたします。3月に御質問、質問をさせていただいたときには、1年余りでありましたが、6月に至ってはもう1年足らずということで、どんどん状況が近づいてまいりました。このような状況の中で節目にやはり進捗をしっかりと確認をさせていただきたいというのが私の思いでございます。

まず1つ目の質問です。道の駅は来年5月にオープンする計画で進んでいますが、具体的な工期、財源内訳の内容は3月定例会でお聞きした内容から変更がございますか。前回の答弁では4月に国、県の補助金交付決定を受け、5月末の入札、令和5年3月末までに竣工することでしたが、いかがでしょうか。事業及び財源内訳、事業内容について変更があればお答えをいただきたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。まず、道の駅で活用します財源については変更ございません。で、補助金につきましては、既に交付決定をいただいておりますので、農林水産省の農山漁村振興交付金、1億6,668万7千円は、令和4年4月27日付で高知県産業振興推進総合支援事業補助金5千万円は令和4年4月15日付の交付決定となっております。

建設工事の進捗状況につきましては、先週6月3日金曜日に入札を行い、株式会社岸之上工務店が契約候補者となっております。契約予定金額は税込みで8億630万円となっております。契約に関して議会の議決が必要となりますので、本定例会において追加議案として提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

工期につきましては令和5年3月31日までを予定しておりますが、資材の高騰や納品の状況など、現状見込むことが困難な要素もございますが、令和5年5月の開業に向けてスケジュール管理や関係機関との調整を行っていきたいと考えております。以上です。

8番（下川芳樹君）

はい。わかりました。着々と計画通り進んでいるというふうなところでございます。資材については本当に世界的な状況もあって入手しにくい、価格の高騰等もございますが、しっかりと調整をしながら工期を守って完了しますようお願いをいたします。

2つ目の質問です。道の駅で販売する商品の内容、その確保に向けた取り組みについて、前回お伺いした内容から前進したものがあればお答えください。また、事業の窓口である財団法人と産業振興課において4月以降の人員配置や取り組み状況など進展したものがあれば合わせてお答えをいただきます。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。商品、直販の商品の準備につきましては、現在ちきんの店、農協、また生産者と個別に調整を行っているという状況となっております。今後につきましては道の駅に出荷したい方への説明会の開催や、産直協議会、仮称ですけども、こういったものを立ち上げの準備を行っていくという形になっております。

人員体制につきましてはですが、まず、財団法人の人員体制は職員の採用を行いまして、6月1日現在となりますが、正職員として駅長、店長、ふるさと納税担当者の3名。会計年度任用職員として総務、経理、ふるさと納税、商品開発の各担当者として4名。地域おこし協力隊1名の合計8名の体制で現在業務にあたっております。

産業振興課の体制としましては、商工振興係を新設しまして、係長1名、担当者1名という体制で業務にあたるという形になっております。以上です。

8番（下川芳樹君）

はい。財団のほうもしっかりと職員の確保をされている。産建に

においては商工振興係を新たに設置されて、その対応に向かっていると。お互いに協力しあってですね、商品開発、商品収集、そのようなものに、前進していただきたいと思います。何分にもこういう状況の中での取り組みって大変なんで、できるだけ行政や財団以外の皆さんの力を上手に活用しながら、組織建てや事業振興に努めていただきたいと思いますので、お願いをいたします。

それでは3つ目の質問です。木のおもちゃ美術館建設についてお尋ねをいたします。おもちゃ美術館建設については、前回の質問では回答を保留するというふうなことでございましたが、3月末の報告で計画通り実施されることが確定されました。令和4年度の事業内容、今後の進捗状況について最新の情報をお尋ねしたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、おもちゃ美術館の整備にあたって御説明させていただきます。

現在、おもちゃ美術館につきましては、4月の補正で、補正予算を行いました実施設計を行っているところです。5月9日に特定非営利法人、芸術と遊び創造協会と委託契約をして、9月末を工期として実施設計を進めているところです。今後につきましてはこの実施設計をもとに内装の工事の予算、また、人材育成、体制づくりといった予算に関して9月補正で補正予算を計上させていく予定となっております。

おもちゃ美術館の整備にあたっては、現在次の5つの方針により実施を進めております。1つ目は牧野富太郎博士の誕生の地にふさわしいおもちゃ美術館にすること。2つ目は佐川町の取り組む林業にふさわしいおもちゃ美術館にすること。3つ目は地域おこし協力隊の持ち味を十分に生かすということ。4つ目は緊縮財政によって持続可能な美術館の運営を目指すこと。5つ目として維持管理費の圧縮を意識した設計、また、デザインとする。この5つの方針を掲げて、令和5年7月ごろのオープンに向けて準備を進めているところです。以上です。

8番（下川芳樹君）

はい。あのすいません、オープンの日、月、もう1回お願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

現在、令和5年7月ごろのオープンを予定をして進めているところ  
です。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。着々と進んでいるということでございます。5つの柱を立て  
てということで、持続可能で維持管理ができるというふうな内容  
で、経営を圧迫しないように、また、佐川の持ち味がしっかり出せ  
るような形で継続していく、そういう施設であればいいなというふ  
うに思います。よろしく願いをいたします。

4つ目の質問です。道の駅や木のおもちや美術館を町なかとつな  
ぐシャトルバスの運行について前回御質問をいたしました。ぐるぐ  
るバスのノウハウを生かした町なかの駐車場問題も合わせて解決で  
きるシャトルバスの運行を検討するべきだというような内容でした。  
町長からはシャトルバスの運行は必要であるとの答弁をいただいて  
おりますが、その後の取り組みが進んでおりましたら内容をお答え  
いただきたいと思っております。

町長（片岡雄司君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。前回の質問に  
もお答えさせていただきましたが、道の駅と町の中心部をつなぐシ  
ャトルバスの運行につきましては、NHKの朝ドラが放映されます  
来年度につきましては開業に合わせて実施する方向で、まちづくり  
推進課と検討を進めております。また、ぐるぐるバスにつきましても  
道の駅を停留所に加えてもらえるように調整をしておりますので、  
御報告をさせていただきます。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。着々と進んでいるということでございます。特に朝ドラの  
影響で道の駅と町なかをつなぐラインっていうのはものすごく重要  
になろうかと思っております。たくさんの方から、また県外から来町  
者が来られるというふうなことで、ここのつなぎの部分は町長も計  
画されております町なかの駐車場も合わせてですね、ぜひ必要であ  
らうと思っておりますので、また振興についてはですね、アイデアを生  
かしたよいものとして進めていただきたいと思っております。

それでは道の駅に関する5つ目の質問です。国道33号の右折レー  
ン改修内容と霧生関トンネルの歩道に変わるルートのご検討について  
御質問いたします。道の駅へのアクセス道路である国道33号の改修  
計画についての質問に、国交省との、国交省が現在進めており、内

容については今後話しあうことで確認するというふうなお答えだったと思います。その後、国交省との話し合いはされましたか。前回の質問以降進展した内容があればお聞かせをいただきたいと思います。また、歩道トンネルにかわる安全な代替路線の提案もいたしました。新たな発想があればお聞かせをいただきたいと思います。まあ、このことについては先に山本議員からも御質問がございましたので、簡潔にお答えいただいて結構でございます。よろしくお願ひします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。霧生関の歩道トンネルにつきましては、先週金曜日に町長が国土交通省土佐国道事務所に出向いた際に道の駅に周辺の安全対策と合わせて要望してまいりました。道の駅開業に伴って、自転車や歩行者の通行量が増え、さらに地域として必要ということであれば、トンネルの整備を検討していくということで、直接所長から回答をいただいておりますので、引き続き町としまして要望していきたいと考えております。また、道の駅への代替のルートについては3月からの進展はございません。以上です。

8番（下川芳樹君）

歩道トンネルの関係については町長のほうが要望されたというふうなことで、以前の御答弁では道の駅が開業した後に、その、人の流れであったり交通量を見てそこから検討をするということでしたが、まあ、1歩前へ進んだというふうに理解をさせていただいてよろしいでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。先ほど課長のほうからも答弁がありました。先日、土佐国のほうに出向きまして、再度確認という意味で要望はしてございましたが、土佐、歩道トンネルにつきまして、やはり交通量、また、来館、来られる方が増える状況であればですね、ぜひお願いしたいという要望をしてまいりました。まあ、国土交通省のほうからですね、道の駅ができて、状況を見て判断していきたいという回答をいただいております。本当に前向きな所長の回答をいただいておりますので、引き続き、状況を見ながらしっかりと要望をして、安全対策には努めていきたいと考えております。以上です。

8番（下川芳樹君）

はい。ちょっと勘違いしておりました私。もうすぐに検討に入るかなと思ったらやっぱり道の駅ができてからというふうなことで、それになお、念押しを一個入れていただいたというふうなことでございます。はい。

なるべくですね、ここのルートについては安全対策が重要な課題でもありますし、継続していくためにはそれが一番のやはり、希望でもありますので、しっかり要望のほうよろしく願いをいたします。

それでは、4番目の質問に移ります。再犯防止推進計画の策定についてお尋ねをいたします。この再犯防止というのは、犯罪者の皆さん、皆さんとはもう申しませんが、犯罪、罪を犯された方がですね、立ち直っていくための計画というふうに、簡単に申し上げたらそのようなものでございます。非常に、一度犯罪を犯された方の再犯率が高いと。現在50%ぐらいの再犯率が言われております。こういう罪を犯す前に止めていくってということがまず一番大事なんです。罪を犯された方でも続けて犯罪を犯さないようにっていうふうな目的のもとに再犯防止推進計画の策定というふうなものがございます。

平成29年12月定例会で再犯防止への働きかけについて質問をさせていただきました。これは平成28年12月に施行された再犯防止等の推進に関する法律で、地方公共団体には国との役割分担を踏まえ、再犯防止施策を策定、実施する責務が定められたことから、再犯防止推進計画の策定並びに高吾保護区関連2町、これは高吾保護区という保護区がこのエリアにございますが、佐川町、越知町、仁淀川町、この3町にまたがっております。佐川以外の2町への働きかけを行ってほしいとの内容でした。町からは高吾保護区保護司会を構成する佐川町以外の越知、仁淀川町と連携するというふうな御答弁をいただきました。当時は県内において再犯防止推進計画の策定までに検討を要する自治体も多く、令和2年度までに高知県、室戸市、香南市が個別計画を策定するにとどまっております。しかし、令和3年度には高知市、安芸市、南国市、宿毛市、土佐清水市、安田町、大豊町、いの町、中土佐町、津野町、大月町、芸西村、馬路村、日高村、三原村で地域福祉計画に包含する形で再犯防止推進計画が策定されました。これらの結果、令和3年度末時点で県内35自治体中18の自治体で計画の策定が見込まれております。

令和4年度の高知県保護観察所の方針では、越知町を含む6自治体を中心に地域福祉計画に包含する形で再犯防止推進計画を策定するように働きかけを行うとのことでした。

佐川町においては令和5年度、見直しの地域福祉計画に再犯防止推進計画を合わせて計画していただきたい。また、本年度、地域福祉計画の見直しを行う予定の越知町や関連する仁淀川町を含めて、計画策定への連携をお願いしたいと考えます。

前回の質問から4年余りが経過いたしました。ぜひ、佐川町を含む高吾保護区内の犯罪や非行のない安心・安全な地域づくりのために実現してほしい計画でございます。御答弁をよろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。この再犯防止推進計画の策定につきましては、議員おっしゃいましたように法律の施行に伴いまして、地方自治体の役割ということも明記をされたということも承知をしております。で、この再犯防止の推進の取り組み、更生保護の取り組み、これにつきましてはこれまでも本町におきまして社会を明るくする運動に参画をしたり、それから啓発活動、広報紙への掲載であるとかあるいは保護司会への助成といった形での広報啓発活動を推進をしております。

この再犯防止につきましては、一般的には刑事司法、こういった専門的な分野のイメージがありますけれども、ありましてですね、多くの町民の方にはなじみが薄いかもかもしれませんけれども、実際には保護司の方の活動を初め、地域の多くの方々の支えがあって、更生保護、それから再犯防止の取り組みが図られて、結果、安全安心な地域社会が保たれているというふうに認識をしております。

で、議員御指摘のとおり、この再犯防止の取り組みにつきましては同じ保護区管内にあります越知町、仁淀川町と連携をして行う事が望ましいと考えております。で、そのもととなる再犯防止推進計画の策定や推進につきましても、3町が歩調を合わせる事が大切であるというふうに考えています。こうしたことからですね、本町といたしましては再犯防止推進計画は地域住民の支えあいの考え方を生かした内容とするために、次期の地域福祉計画、佐川町は令和6年度からの次期計画になりますので、その策定に合わせてですね、この再犯防止の取り組みを新たに盛り込む形にしたいと考えており

ます。具体的な作業につきましては令和5年度になろうかと考えております。

またですね、この3町が歩調を合わせて再犯防止の取り組みを推進するというこのために、越知町、仁淀川町の担当課長とも話をさせていただきまして、この再犯防止推進計画の内容について3町が整合を保ったものにするとともに、具体的な取り組みについて高吾保護区保護司会とのさらなる連携、これも図ってまいりたいと考えております。

佐川町に先駆けまして、越知町のほうがこの地域福祉推進計画の見直しの年度がですね、来年度と。今年度策定をするというふうに聞いておりますので、仁淀川町も含めまして担当課課長さんですね、話をさせていただくということをもまずは進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

#### 8番（下川芳樹君）

はい。丁寧な御答弁をいただきました。ぜひですね、計画を策定するにあたり、同じ保護区内の3つの町が、まあ、共有できるような課題を持ってですね、地域づくりが進めていけたらなというふうに考えておりますので、先ほどの御答弁まことにありがたく思います。

県内に15の保護区がございまして、それぞれの保護区で保護司会活動が進んでおります。地域の保護司の皆さんも民生委員さん、それから課題となっております自治会の役員さんなどと同じように、だんだん高齢化が進んでまいりまして、なり手が少ないと。このような状況の中で、昨年度、3つの町のそれぞれの首長のほうに赴きまして、ぜひ、また行政と協力をしながら保護司の確保についても努めていただきますようお願いをしてきたところでございます。ぜひ、今後とも御協力をよろしくお願いを申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。

それでは、最後の質問です。新型コロナ対策の現状についてお伺いします。

先の6月定例会、議案説明会の席で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の簡単な説明がございました。2019年から始まったコロナ感染拡大は世界規模で経済活動の停滞を招いております。さまざまな支援策が続く中、少しずつ回復傾向にあった社会経済に本年2月からロシアによるウクライナ侵攻の影響で、海外から

輸入される燃料費や各種原材料費、穀類などの食料品単価があがり、円安とも相まって物価の上昇が止まりません。コロナ禍における不況に輪をかけて経営者や事業主を圧迫しております。

そこで初めに、6月補正にも盛り込まれた感染症対応地方創生臨時交付金の具体的な使途について今一度御説明をお願いいたします。  
まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは、下川議員の御質問にお答えいたします。

まず、令和4年度分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の佐川町への配分といたしまして、これは国の令和3年度本省繰越分、それと令和3年度の国の補正分、あと、令和4年度の国の予備費、こういったものを合わせまして、2億2,206万7千円。これが今佐川町への配分というふうになっております。

事業内容についてですが、国の経済対策に基づきます事業の目的分類、これ昨年度もこの大きく4つの分類に分けているところなんです。まずこの1つ目といたしまして、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発としまして、これは町民の命を、命と健康を守る、こういった事業が対象となるわけなんです。これが合計で4件、1,693万円で全体事業の4つの内訳の比率として7%となっております。主な事業といたしましては高北病院内の環境整備、こちらが578万9千円。あと、指定避難所の網戸の設置、これが422万7千円。その他といたしまして保育所でありますとか、学校、その他関連施設の感染症対策というふうにしております。

2つ目の雇用の維持と事業の継続。こちらにつきましては日々の暮らしを支える取り組みというふうになりますが、こちらのほうが5件ありまして、全体で1億1,957万6千円ということで、全体の49.7%というふうになっております。主な事業といたしましてはプレミアム商品券、5,212万5千円。給食の無償化4,075万1千円。あと、所得減少事業者への支援といたしまして、200万円というものがあっております。

3つ目といたしまして、次の段階としての官民をあげた経済活動の回復としまして、これは町の経済を立て直していく、こういった取り組みになるわけなんです。こちらが3件。1億165万8千円。全体の比率としまして42.2%。主な事業としましては牧野富太郎博士顕彰事業、6,965万8千円。商店街活性化事業、町内周遊化事業といたしましてキャッシュレス化でありますとか、これに伴いますア

プリの作成としまして、2,900万円。こういったものがあがっております。

最後に4つ目といたしまして、強靱な経済構造の構築としまして、これは新しい経済基盤をつくるという取り組みで2件ありまして、268万8千円と。全体比率の1.1%となっております。主な事業といたしましては桜座のWi-Fi設置事業というふうになっております。

全体の事業といたしましては、2番目の雇用の維持と事業の継続、主に生活に困っている方への支援。それから次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復としまして、地域経済の活性化、こういったものへの事業に手厚い配分というふうになっております。以上です。

#### 8番（下川芳樹君）

はい。ありがとうございます。次に、農業部門へのコロナ対策について御質問をいたします。

先ほどあらあらと御説明をいただいた中に、農業部門に特化した施策が含まれていないと。対象事業者には、この事業のたてりの中に項目の中でこの事業を対象とできる事業の中には、農林水産業者や運輸交通分野を初めとする中小事業者等への支給が含まれております。農業者も肥料や農薬、燃料費、資材費等の高騰で経営に苦慮されていると多くの皆さんから聞き及んでおります。農業者への支援についてはどの様にお考えでしょうか。お答えをいただきます。

#### 産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。これまで農業者に限った町としての支援策は実施してきませんでした。ただ、資材高騰、燃料の高騰といった現状がございますので、本年度は支援策を行っていきたいと考えております。

一つは先ほど、田村議員からの御質問で回答させていただきました農業者が加入できる収入保険への自己負担分への補助を考えております。

もう一つは燃料や資材高騰の状況を踏まえた支援策です。現在、農業を取り巻く状況としては、世界的な情勢の影響を受けて、燃料、肥料、ハウスの資材がこれまでになく高騰しております。産業振興課で調査できた範囲となりますが、ハウスに必要なビニールなどの資材については、前年比で10%から20%アップしております。肥料

につきましては成分にもよりますが、原料の価格が前年比で2倍から3.5倍に上昇しており、販売価格では前期比で25%から最大で94%アップしております。燃料費につきましては、従時の価格の場合となりますが、4月の単価で比較した場合、前年比で27%アップし、2年前と比べると88%アップしております。

このような状況の中で農産物の生産コストが非常に上がっているという状況でございますので、今後、支援の範囲、対象の品目、条件などにつきましては、国や県の支援施策の状況も踏まえながら検討したいと考えておりますが、9月補正で計上していきたいというふうに考えております。以上です。

#### 8番（下川芳樹君）

産業振興課のほうで農業者への支援については検討されているというふうなことでございました。田村議員のほうからございました、本当に農作物が台風や病害虫の被害で壊滅的な打撃を受けると、経営が再開できないというふうなことが多々ございます。それへの自己負担、保険金の自己負担分の軽減。また資材費については担当課長からビニール、肥料、燃料それぞれ大変大きく単価が上昇しているというふうなことでございます。

農家ですが、6次産業の話も出ておりました。自分の考え方で市場単価が決められるっていうふうな商品開発をする以外はですね、市場での受け入れとか市場での受け入れ、これが商品と違ってですね、どれぐらいコストがかかったからこれだけ値上げしますっていうふうに売り手市場で値上げができないっていう環境なのでございます。

内部のコストがどんどんどんどんかさんで、買い上げ価格が上がらないということはもう利益が出てこないというふうなことにつながりますので、ぜひ、本来ならば、農産物が農家の考え方で価格が決めるっていうふうな、そういう社会にぜひなっていきたいんですが、そこへ至るまでの道のりはまだまだあるかなど。それまでにしっかりこういう環境の中で底支えをしていただけるようにですね、施策をよろしく願いをいたしまして、私からの6月議会、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### 議長（西森勝仁君）

以上で、8番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため1時30分、午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 30 分  
再開 午後 1 時 30 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、3番、岡林哲司君の発言を許します。

失礼しました。2番、岡林哲司君の発言を許します。

2番（岡林哲司君）

2番、岡林哲司でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

早速1つ目の質問に入らせていただきます。SDGsのコンセプトでもある誰一人として取り残さない持続可能な社会を2030年をめどに実現していくという大きな流れがございますが、私たちが暮らす地域には持続可能なという部分において、潜在的な問題がいくつかございます。少子高齢化により地域伝統文化の継承、本定例会で松浦議員からも質問がありました、自治会の運営や存続、そして民生委員の確保、農業や事業の担い手、後継者ですね、いろいろな分野での担い手が不足をしてくております。今回はその中でも民生委員の現状についてお聞きをしたいと思います。

民生委員法は昭和23年7月、約74年前に施行されました。民生委員法第1条は、民生委員は社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、持って社会福祉の増進に努めるものとするとは始まっています。当時には現在のような核家族化や少子高齢化は予想されておらず、多くの問題を抱える現代社会においては全国的にもその活動の存続が危ぶまれている状況であります。

そこで、現在の佐川町の民生委員の現状について現在の民生委員の人数とどのような活動をされているか、また、担い手不足になっていないか担当課長に伺います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

岡林議員の御質問にお答えをさせていただきます。佐川町におけます民生委員さんの現状につきましては、まず、定数というものがございまして、佐川町の民生委員の定数、地区を担当する民生委員、これは児童委員も兼ねておりますけれども、定数45人となっております。

ます。で、そのところ今現在着任をしていただいている方が42名、欠員が3名というような状況になってます。

合わせまして、主に子供さん、子育て中の御家庭などを見守っていただくとか担当していただいております主任児童員さんというのがございますが、これについては佐川町定数6人で、現在欠員はおらず、6人に活躍をしていただいております。

で、その3地区、3名の欠員の状況を少し、地区を御紹介、御説明をさせていただきますが、まず佐川地区でですね、これは自治会の区分でいくと4区、5区、6区、あと春日という地区を合わせた地域の1地区。それから伏尾団地、これの地区ということで、佐川地区は合計2地区。そして永野・斗賀野地区になりますけれども、これは永野のほうになります、鉢ヶ森、花ノ木、山崎、梅ノ木、鉢ヶ森西と。こちらの自治会合わせた一つの地区ということで合計3地区の欠員状況となっております。いずれの地区もですね、これまで民生委員さんをやっていただいた方が事情によって辞任をされたということで、後任の方の選任ができていないというふうな地区になっております。

活動の内容ですけれども、先ほど岡林議員が御紹介していただきましたけれども、地域の住民の生活状況を見守るというところ。その対象の方は高齢者の方もおいでますし、生活に困っている方、それから児童、子供さん、妊産婦の相談というところ。さまざまな地区の担当、住民の方の地域の相談役、相談の相手役といえますか、そういったところの活動をしていただいております。社会福祉、地域福祉の増進のために地域の奉仕者として非常に重要な役割を担っていただいております。以上でございます。

## 2番（岡林哲司君）

いろいろな相談や、つなぎ役として関わっていただいているということ。もう既に担い手不足の地区も出てきているということで、今後、この継続性についてしっかり検討が必要だと思います。

民生委員が児童委員も兼ねており、業務が多岐にわたることや個人情報保護などの観点からも民生委員活動は誰にでもできることではないと言えるのではないのでしょうか。そして、ボランティアの特別公務員という立場から、報酬もない上に新型コロナウイルス感染症のこともあって、今後ますます担い手の確保が問題になると安易に想像できる場所でもあります。

報酬がないと先ほど申しましたが、活動に係る費用を費用弁償する形で活動費の支払いがされていると聞きました。佐川町での各民生委員への活動費の支払額はどのようになっていますでしょうか。また、一人当たりの民生委員が受け持つ地区の人数はある程度一定でしょうか。課長にお伺いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。民生委員の方につきましては、これは民生委員法で無報酬という形で定められております。ただ、実際にはですね、いろいろ相談、地域の相談を受けるときに活動に要する経費、例えば車で行けばガソリン代であるとか、もろもろの経費が要するというのも実態でございます。そういったことでですね、これ市町村によって金額が違うようではありますけれども、佐川町の場合は一人当たりですね、月、月額で5千円。12カ月に換算しますと6万円というものが基本的な活動経費として支払われております。で、合わせてですね、研修会等で出務される場合については一定、定額の金額をお支払いしていると。これは事務局がですね、社会福祉協議会になります。このお金につきましては社会福祉協議会にある民生委員さんの事務局がございしますが、ここに町、そして県も合わせて補助金を出しております。それを原資にいたしまして民生委員さんへの活動経費をお支払いしているという流れになっております。

それと、地区の担当の人数というところでございまして、なかなか佐川町、45人の民生委員さんを担当していただいております。基本的にはですね、自治会のくくりでお願いをしているという部分もございまして、一定ではございません。例えば一番小さなおところで言えばですね、例えば斗賀野の舟床、川ノ内こういったところを担当している民生委員さんもあります。そちらについては人数というか世帯数で少し、うちは把握をしてるんですけども、20前後ぐらいだと思います。

片方町なかでいきますと富士見町、富士見町を担当している民生委員さん、これ1人で担当しているんですけども、ここの世帯数でいきますと250を超えているであろうと思いますので、10倍ぐらいの世帯数でいうとですね、開きがあるというところでございます。

ただ、先ほど申しましたように少し、自治会の単位でですね、お願いしている事もあるんですけど、そういった差が出ているというふ

うに考えています。以上です。

## 2 番（岡林哲司君）

基本的には一月 5 千円の活動費ということですが、実際に民生委員を経験された方とかと話をさせていただいたんですけれども、しっかりと足を運んで活動した場合にですね、やはり、ガソリン代の高騰とかもありまして自分の持ち出しになるとか、時間的な部分で年間 6 万円という報酬ではないんですけれども、活動費というところもあります。それと、先ほども地区ごとの人数の開きが 10 倍ほどに広がっているということで、やはり民生委員への負担が、抱える人数が多すぎると民生委員への負担が大きすぎるという現場からのお声も聞きました。中には頼まれて民生委員を引き受けたが、もう二度とやりたくないというようなことをおっしゃった方もいらっしゃいました。

そこで、担当課長にお伺いします。町としてこの民生委員の活動を持続可能な取り組みにするために、改善や取り組みを検討されていることはありますでしょうか。よろしく願いいたします。

## 健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この民生委員さんの任期につきましては 3 年というくくりになっておりまして、今度の任期、今の任期は今年の 11 月末で任期満了、3 年の任期満了になります。

佐川町の場合の民生委員さんの選任の手続につきましてまずちょっと御説明をさせていただきたいんですが、佐川町においてはそれぞれ地元の自治会の方、具体的には自治会長さんに地元からの推薦を挙げていただいてその名簿をもとに町が行います推薦会と、民生委員の推薦会というものを開いて推薦をして、これが県へ行き、最終的には厚生労働省に行ってですね、厚生労働大臣の任命を受けるというような形になります。

で、最初のスタートが自治会長さんから挙げられてくる名簿に基づくという形になっております。ただ、先ほども 3 人欠員の状況があるという中でですね、今ちょうどこの 11 月末の任期満了に向けて地元の自治会からの推薦を取りまとめているような状況でございます。まだちょっと最終的にはまだ出そろっていないところもありますけれども、その中でですね、1 つ具体的な事例を申し上げますと、地元の自治会長さんから御相談があってですね、まあこの人に推薦依頼をしたいけれども、ひょっと引き受けてくれないかもしれない

ということでどうしたらいいだろうかという御相談がありました。で、そういった御相談があつてですね、私の方がですね、そしたら一緒に話をさせてもらいましょうということで、私とあと事務局であります社会福祉協議会の事務局長、この2人でちょっとご足労いただいでですね、自治会長さんが思われる推薦したいという方にお話をさせていただいて、これこれこういうお仕事で大変な御苦勞かけますけれどもお願いできんだらうかという話もさせていただきました。その方については何とかやりましょうという話になったという経緯もあります。

で、なかなかその具体的な人材確保に向けての解決策っていうのはなかなかないんですが、少しちょっと周辺の高岡郡内の市町村の状況も少し最近聞きましたが、同じ様な状況です。欠員の状況もほぼ大体のところは欠員があると。その選任の手續に関しましても佐川町と同じ様に自治会長、自治会からの推薦を挙げているところ。それから個別にもういわゆる一本釣りといいますか、そういった形をお願いをしているところ。それから自治体によっては民生委員さんをやめたいという方がおいでたらその人に探してきてもらうという様なところもあります。実際のところあります。各担当の課のところでも聞きましたところ、実際なかなか難しくてですね、もう欠員はある意味やむを得ないというところで、無理に探さないという自治会まで出てきております。まあ、そういった本当に現状でございます。

なかなかそういったところで解決策というのがない中で、担当課長として考えるのはですね、やはり先ほど民生委員さん非常に地域の住民の方の相談役になっていただくということで、非常に役割が重たい部分もあります。最近では特にですね、災害が起きた場合の対応であるとかいろんなその対応で重たい、なんと申しますか役割を担っていただいているというのもあります。

ただ、その地域を支える方というのは民生委員さんだけではありませんので、佐川町の場合は民生委員さんを補助するといいますか、協力していただく独自の制度でですね、福祉協力委員さんというのがあります。それが民生委員さんを助ける意味で民生委員さんがこの方ちょっと協力していただけんらうかということで任意をお願いをしている部分ではあるようです。これは社会福祉協議会の事務局の中でそういう制度を取り入れているということです。あるいはな

かなかその自治会長さんの人材不足の話もありますけれども自治会長さんもおいでます。それから役場のほうで取り入れている制度の中では少し違うかもわかりませんが集落支援員さんがいたり。あるいは地域の中では自主防災組織があってそういった役員さんの方がおいでる。そういった方々がなんと申しますか、役割分担とさえばちょっと言い方が悪いのかもわかりませんが、助け合いをしながらですね、地域の福祉に携わっていただくということが重要ではないかというふうに思っています。

一つちょっと最近感じたのが、ついこの間、5月下旬にですね、民生委員さんの総会がありまして、合わせて研修会というのもありました。私もちょっと拝聴させていただいてですね、それは児童虐待にかかわるものだったんですけども、その間のその民生委員さんの役割としてどういう形でお願いするだろうかという講演だったんですけども、その中で私がちょっと記憶に残ったのは地域のつなぎである。ただし、抱え込まないでほしいということでした。民生委員さんの役割はそういう地域の近いところにおいて相談役ではあるけれども、それを1人で抱え込んでしまっただけではいけない。つないで相談を受けたら専門的などころ、例えば役場であるとかいرونなどころにつないで、つないだらあとはそこに任ずということが大事やろうというような話があって、そういう記憶にちょっと残っております。

そういったところの連携、役場、健康福祉課もそうですね、そういったその相談を受けた民生委員さんが相談を受けたところからのつなぎ、それからつないだところが責任をもって対応をするというような仕組みっていうか、そういうところをつくっていくなかで、民生委員さんの負担も、気持ち的な負担の部分も軽減していくというのが大事ではないかというふうに最近感じているところです。

なかなか言うは易し難しいんですけども、そういったのをみんなできつくりあげていくということがひいてはといいますか、民生委員さんの負担を軽減し、民生委員さんの不足というものをなんとか解決する、解決の一つの、どう申しますか、一つの考え方というものになるのではないかなというふうには感じております。以上でございます。

## 2 番（岡林哲司君）

町のほうでもやはり制度上の問題とかもありまして、今現状です

ぐどうこうできることではないと、基本的にその国の法律、民生委員法というものが基本になっておりますので、これが抜本的に改革がされない限りはなかなか各自治体単位でこの問題のを直ちに解決するっていうのは非常に難しい問題ということがわかりました。

民生委員法第2条では、民生委員は常に人格識見の向上とその職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならないとあり、民生委員の委嘱要件には人格や識見が高く広く社会事情に通じ、社会福祉に熱意があるなど高邁な人格者像が求められていることから民生委員のあり方については、国、県、そしてほかの市町村においてもたびたび議題に挙がっております。

実際に現場の声を聞くと、例えばの一例ですけれども、赤ちゃんが生まれるまで、ご懐妊をされてからかわせみの窓口で母子健康手帳の交付など窓口の方が対応してくれるが、生まれてから民生委員が母子を訪問する際には保健師さんが先にアポをとり、先に面談をした上で民生委員と児童委員が直接行く事になっているそうですが、母子、赤ちゃんを抱えたお母さんにとって、また、あまり近所のことを知らない場合にですね、知らない方が来ていろいろ聞かれることもあるということで、それをストレスに感じる人もいらっしゃる。それを逆に返せば民生委員のほうにもやっぱりそういうところに行っているいろいろ聞くというストレスもあるかと思えます。

その中で民生委員の方から最初の、初めの面談だけでもそれまで窓口で対応されてきた方が現場と一緒に民生委員さんとともに母子を訪問して最初のつながりをしてほしいというような声もありましたけれども、この点について課長はどう思われますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。赤ちゃんの訪問につきましては、これは多分民生委員さんと主任児童員さんが一緒に行っている赤ちゃん訪問の事業ではないかなというふうに思っておりますが、その訪問の手続と言いますか、そういったところについては健康福祉課と連携をして行っているところではございます。

で、一番最初には岡林議員おっしゃいましたとおりで、妊婦の時期から健康福祉課にいます保健師のほうがかかわりをして、訪問させていただいたり状態を確認をしたり相談にのったりということを見せていただいております。その中でうちの保健師が訪問等をさせていただいたときに民生委員さん、それから主任児童員さんおいで

ますが、ひょっと訪問についてもしよかったら情報提供をといいますか、その、電話番号とかお名前とかそういったものを書いていただいて、事務局の社会福祉協議会のほうへ情報提供してよろしいですかっていうのをまず同意をいただくようにしています。で、その同意をいただいた名簿をもとに民生委員さんと主任児童員さんが日程を合わせて後日訪問するというような流れになっております。

そういったところで、情報の連携というところではですね、させてはいただいているところなんですけれども、そういったなかなか今の御時世確かに、例えばコロナの関係であったりとかいうところなかなか人と会うというところも非常に神経を使うところでありませう。そういったところも当然そのお母さんのほうもそうですし、訪問する民生委員さんのほうも負担になっているというのがあれば何かちょっともう少し連携の仕方であるとかいうのも改善の余地があるのかなというふうには感じております。そういった御意見があるという話も担当のほう、それから社会福祉協議会のほうにもお伝えをさせていただいて、今のやり方でいいのか、もしくはもう少し何か連携を、ほかのところできながら負担軽減につながるようなことができるのかどうなのかというところは話をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

## 2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。担当課のほうでもこの問題についても真剣にお考えをいただいているようで少し安心した部分とまだまだこのことについては改善策をしっかりと探っていく必要があるなというふうに思います。

実際に民生委員さんが住民と担当課、役場ですね、をつなぐ役割としてさまざまなことで間に立って活動をしていただいているということがわかりました。その中でプライベートな情報をお聞きすることがある民生委員にもそれを話す住民にもストレスになる部分があることが想像できるというのは先ほど申しました。ぜひその点も踏まえて持続可能な民生委員制度になるように引き続き御検討をお願いいたします。

今後とも地域の課題の解決に向け、私も知識をつけ、引き続き質問、御提案をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

ロシアによるウクライナ侵攻などの世界情勢による建築材料、燃料の高騰、物価の上昇などをメディアで見ない日がないほどですが、まきのさんの道の駅の建設への影響はどういう想定がされておりますでしょうか。また、入札後材料費が大きく上がった場合、補助金や辺地債なども増えるのか。または持ち出しのみが増えるのでしょうか。担当課長にお伺いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは岡林議員の御質問にお答えいたします。道の駅の建設工事の予定価格については実勢価格や現場実態を的確に反映した上で設定しており、令和3年3月末現在の単価で積算をしております。まだ、契約ができておりませんので打ち合わせもしていない状況ですので判断できないことも多いですが、現状のままの高騰であれば、現状のままであれば影響は少ないと考えております。

もし、議員がおっしゃるように今後、資材高騰などにより工事費が増加した場合の対応ですが、請負代金の増額については、工事請負契約書の条項に工事請負契約締結後に国内において賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、佐川町に対し請負代金額の変更を請求することができるということになっておりますので、そのような対応になるかと思えます。

その結果、工事費が増額した場合に、補助金や辺地債の増額ができるかどうかですが、国や県の補助金につきましては、現在、交付決定を受けている金額が上限となりますので、増額されることはございません。

辺地債につきましては、本定例会の議案として提出しております加茂辺地に係る総合整備計画の事業費を超える場合には、再度この計画を変更することが必要となりますので、その変更を高知県及び町議会で認めていただいた場合には増額できる可能性がございます。以上です。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午後2時4分

再開 午後2時5分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長（下八川久夫君）

すいません。一部訂正いたします。

現在の価格について、私、令和3年3月末と答えましたが、令和4年3月末の間違いでしたので訂正させていただきます。以上です。

2番（岡林哲司君）

基本的には補助金の額はもうその予算がおりの地点のものからかわらないということで、まあ、建築資材もものによって鉄とかはこの数年間で何倍にもその価格が膨れ上がっているというふうにお聞きをしております。実際にその上がった場合ってというのは町の持ち出しが増えるっていうことになるかと思えますけれども、万が一額が上がって増額の申請があった場合にはその増額についてですね、その透明性とか金額あがったことについての確認体制をしっかりとっていただき臨んでいただきたいと思います。補正などが必要な際にはしっかりとこちらにも勉強させていただいて、見させていただく所存でございます。

今回、この質問でですね、現在の進捗状況をお聞きする予定でございましたが、先日の行政報告で片岡町長より6月3日に入札が行われるという報告がありました。で、今日も下川議員の質問の中で6月3日に入札が行われて、岸之上工務店さんですかね、に決定したということをお聞きしましたので、その部分は省略させていただきますと思います。入札が行われたという現状お聞きしました。ただ、町民からは実際にその道の駅ができるという現場はまだ動きが何も見られてないので、本当に来年の春にオープンができるかという心配の声が挙がっているというのも事実でございます。実際に令和5年3月末までに工事が完了できるのか。

例えばでございますが、現在は半導体の不足などで個人の家で例えば水洗トイレの便座などを注文しても数カ月待つというような状況が続いているというふうにお聞きをしております。そういう状況ですので、もしかしたらその工期に無理が出るかもしれません。その場合にはその工期の延長とかいうこともあるかと思えますけれども、今わかっている不安要素など想定されることがあれば課長のほうからお伺いしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。不安要素というのはやはり世界情

勢におきましてですね、マスコミ等でも報道されております物価の高騰、これが一番の不安の要素ではないかと考えております。それと部材の購入に日数がかかるのではないかとということで危惧はしておるところでございますが、6月3日の入札におきまして、候補者、契約候補者が決定し、今回の最終日に請負契約の締結について追加議案と出させてもらうこととしておりますが、今後はですね、しっかりと打ち合わせをさせていただいて、工期、本当に工期を振っていただくようお願いをしたいところなんです、今後どのような経済状況になるとか世界の情勢がかわってくるのを危惧しておりますので、その辺はしっかりと協議をして進めていきたいと思っております。

それと、まだあそこに道の駅ができるかという、町民の皆さんが結構私にも連絡がっております。業者も決定しましたので、なんらかのイメージアップといいますか、そこに、ここに道の駅ができるよというようなPRもですね、岸之上工務店さんのほう、請負業者のほうともしっかり協議をしながらその辺はここにできるんだということをPRしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## 2 番（岡林哲司君）

町長のほうからも御答弁いただきましたように業者さんも決まったということで、今後現場にもしっかりとアピールをしていただけるといことで、来年のオープンに向けて作業を進めていただきたいと思っております。で、万が一補正などの変更の必要があった際には私もしっかりと勉強させていただいて、しっかりと検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、道の駅敷地内に建設予定の遊具公園についてお伺いいたします。早稲田大学教授で日本幼児体育学会会長の前橋氏によると公園遊具を使った遊びを通じて子供たちの次のような力が伸ばせるのだそうです。筋力・瞬発力・持久力・協応性、ちょっと聞き慣れない言葉ですけども、体の中の2つ以上の部位の運動を一つのまとまった運動にするという能力で、例えばものを投げるであったりとか、ものを見ながらキャッチするような動作のことを協応性と言います。その他バランス感覚・素早さ・器用さ・柔軟性・リズム感・スピード感覚・身体認識力・空間認知能力、全部でなんと12種類もあるのだそうです。そこで、まきのさんの道の駅の遊具公園について、

町としてどのような公園にするのか具体的なイメージがあれば、そのターゲット層も含めてお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。遊具公園については年齢や障害の有無に関係なく誰でも遊ぶことができる施設として計画することとしております。メインターゲットとしましては、道の駅、おもちゃ美術館と同様にファミリー層ということになるかと思いますが、楽しんでもらえるターゲット層をできるだけ広げられるような工夫をした公園にしていきたいというふうに考えております。

遊具については年齢や障害の有無に関係なく遊ぶことができるインクルーシブ遊具の設置やふわふわドームのようなその遊具自体が集客の目玉になるような遊具の設置を考えております。合わせて、昨日山本議員からの御質問で回答もさせていただきましたが、熱中症対策を含めて保護者の方が見守りやすい環境づくりも重要であると考えているところです。以上です。

2 番（岡林哲司君）

インクルーシブ遊具という言葉が出てきました。障害にかかわらずいろいろな方が遊べる、いろいろな子供たちが遊べる遊具ということですがけれども、インクルーシブ遊具で誰でも遊べる公園にするというのはすばらしい案だと思います。SDGsの誰一人取り残さないという考え方、佐川町ならではの遊ぶ子供たちとその保護者たちを優しく迎え入れる公園に期待が膨らむところでもあります。

ところで、先ほど課長からもありましたけれども、ふわふわドームという言葉がありましたけれども、一度お聞きしたうえで、ふわふわドームについて検討、どうしようかという検討をされてるというような話もありました。これは先ほどの答弁の内容から察するに前向きにふわふわドームの設置というのは検討いただけているということで構いませんでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。ふわふわドームにつきましては、道の駅の基本計画のときから設置したいということで御説明をしてきました。ただ、最近須崎市のほうの公園にも設置がされたということもありますし、近年ふわふわドームを設置する公園が増えてきております。そういったところも含めてですね、ふわふわドーム自体は集客のできる目玉の遊具として考えておりましたので、設計業務を委託する中でふわふ

わドームを含めて集客できて子供が楽しめる遊具というものの情報を広く集めた上で遊具の選定をしていきたいなというところを考えているところです。

なお、遊具の選定についてはですね、担当課だけで決めるというところではなくて、子供さんの意見を聞いたり、選定委員会を開催するなどして決めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

## 2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。ふわふわドームについてはですね、子供たちにやはりそれだけ人気な遊具であると思います。ほかにたくさん増えてきたからという理由でその計画から外してしまうと、親子の行き先の選択肢からも外れてしまう恐れがあるということから慎重な判断が必要だと考えております。もしほかに、ほかの遊具にするということであればそのことを念頭に置いていただき、集客力や子供からの人気、そして最初に挙げさせていただいた子供への運動効果の影響も含めて代替になる目玉遊具の設置の検討も合わせてお願いしたいと思います。

また、先日、松浦議員とこの公園について意見交換をさせていただいた際にですね、インクルーシブ遊具の設置を全面に、表に出した名前をつけることで誰でも遊べる公園、みんなウェルカムな公園だという認識をしてもらいやすくなるのではないかという話が出ました。私もその意見に賛同する意味を込めて課長にお伺いしたいと思います。インクルーシブ遊具の設置をネーミングや例えばこの公園のポイントとして全面的に押し出していくという案はいかがでしょうか。

## 産業振興課長（下八川久夫君）

はい。インクルーシブという考え方、インクルーシブの意味については包含しているとか、全てを含んでいるというような意味がございまして、排除をしない、あらゆる人が孤立したり排除されたりしないように援護して、社会の構成員として包み支えあうというようなその社会的な理念なことも含んでいるという形で理解をしています。つまりは排除や区分けをせずにみんなが一緒にとというような考え方がインクルーシブの考え方かなという形で理解をしているところです。

この考え方に基づいて制作されているインクルーシブ遊具は、障

害の有無や年齢に関係なく一緒に遊ぶことができるような設計になっております。で、このインクルーシブ遊具の考え方を公園に当てはめた場合には区分けをせずみんな一緒に遊べる公園というような解釈になるかと思えます。一般の遊具、目玉になるような遊具も含めてそのほかインクルーシブの遊具や乳幼児用の遊具などもひとつのエリアに設置をされて、障害の有無とか年齢に関係なく手助けが必要な人には必要な手助けを周りの方がして一緒に楽しむことができるような公園。当然、全ての人が全ての遊具で遊ぶことができるという形ではないかと思えますが、同じエリアで一緒に過ごすというようなことが理想的な考え方ではないかと思っております。

ただ、一方で安全性の確保というところも大変重要になります。近年整備されている町外の公園では年齢別などによってエリア分けをしている公園もございます。そういったところも、そういったエリア分けも必要かどうかは設計を進める段階でしっかりと検討していきたいという形で考えているところです。

どれだけインクルーシブの遊具の設置やこの考え方を取り入れることができるかによってこのインクルーシブの名前を全面に出せるかどうかというところもかわってくるかとは思いますが、公園についてはこれまでにない、これから求められる、みんなが遊べる公園として認識していくような形で進めていきたいとは考えております。以上です。

## 2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。さまざまな面からしっかりこの公園について御検討いただいていることがわかりました。

先日の山本議員の質問でもありましたが、公園を作る上でも予算というものがあろうかと思えます。で、その予算のなかで設置する遊具というので、例えば資材の高騰とかがあって、スカスカの公園にならないように今すごくたくさんの年齢を分けることとか、インクルーシブの遊具を置くとか御検討いただいておりますので、よりよい公園になるように引き続き御検討よろしく願いいたします。

道の駅についてももう1点お聞きします。当初、道の駅の完成イメージ図で道の駅の奥の広場にですね、野外ステージのような描写がありました。ナウマンカルストの野外ステージが老朽化で使用ができなくなっていることから、ここに野外ステージの設置を望む声があります。あのイメージ図のようなステージが実際にできるのかど

うか担当課長にお伺いたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。野外でのイベント用の常設ステージについては、当初のイメージ図にはありましたが、現在整備する予定はございません。以上です。

2番（岡林哲司君）

今のところ整備をする予定がないという御返答をいただきました。これは道の駅自体の全体のコスト面でのこともあろうかと思えます。もちろん、フル装備の野外ステージをつくるとなると相当なコストと維持費が必要になってまいります。しかし、例えば基本のステージになる盛り土でつくったような土台と、例えば越知町の宮ノ前の公園のステージのように上にテントを張るだけで屋根として使えるような骨組みの、これを合わせることで必要なときにのみテント屋根が張れる、そして電源があれば十分にイベントスペースとして活用できるものになろうかと思えます。道の駅では屋台用のワゴンも用意するという話もお聞きしました。音響や照明機器は必要な時に利用する者が持ち込んで使えば大丈夫ですので、建設コストも維持コストも極力かけずに、佐川町にも駐車場があり、音も出せているようなものも販売できるというようなイベントスペースができると思えますが、こういう案について担当課長の御見解をお伺いたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。芝生広場でのイベントの開催とステージの設置につきましては、道の駅基本設計を作成するにあたって実施しました町民ワークショップの中においても希望する御意見はございました。ただ、常設ステージの整備となりますと議員がおっしゃるような整備費用や維持費も必要になってきますので、現在の設計では建物の南側の外側に電源は取れるような形に設計をしております。そういった形でイベントをしたいときには移動式のステージであったりとか、その時に設置するステージを活用するような形で実施ができるような仕組みを考えていきたいと思っております。

今後、芝生広場については、活用方法のワークショップも行うようにしていきますので、そういった中でも検討していきたいというふうに考えております。以上です。

2番（岡林哲司君）

全くそのステージ自体を考えていないということではなくて、そういう電源を取ることでも考えて、実際に移動のステージというものも今ございますので、そういうのも含めて御検討いただいているというふうに受け取りました。

ステージっていうものになりますと、その空間に対しての音響とか角度とかいろんなこともこれは問題になってくると思います。ただ、その広い空間の中でですね、せっかく芝生の広場もあってということですので、見に来られた方が芝生の上に座ってイベントが見れるような空間に、せっかくつくるのでそういうふうに活用ができるスペースになればいいなというふうに思っております。

道の駅の商業部分と木のおもちゃ、商業施設部分と木のおもちゃ美術館、そしてこの遊具公園がお互いに相乗効果を発揮し、さらにイベントもできる、たくさんの人に訪れていただける道の駅になるよう、今後ともいろいろ御提案をさせていただけるようにこちらも情報収集に努めてまいりますので、この件につきましてもまた質問させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に移りたいと思っております。続きまして、令和4年4月1日からスタートしました佐川町奨学金返還支援事業についてお伺いをいたします。佐川町奨学金返還支援事業要綱の第1条には「町は、奨学金返還の支援を行うことで、UターンやIターンなど若者層の地元への定住、就業を促進するとともに、佐川町奨学金をはじめとした奨学金制度の活用を促進し、もって「子育てしやすい町」の振興を図るため、佐川町補助金等の交付に関する規則（平成9年佐川町規則第20号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。」と書かれております。これから進学を考えている町内の学生や奨学金制度を利用して進学したが返還中のさまざまな原因で返還に苦労されている町内在住の方、そして地元に戻って働きたいが、収入面での不安がある方などにとって非常にありがたい制度だと感じております。

私が知っている方でも奨学金を受けて進学したものの、就職氷河期のおおりに受け、なかなか返還が思うように進まず、30代半ばを過ぎても返還残高が残っていたために、結婚や出産育児の計画は立てられず苦労をしていたという例がありました。この制度の話聞いたときにあの時こういう制度があれば随分と助かったのではないかとというふうに想像しました。

少し古い情報ではございますが、2016年の日本学生支援機構のアンケートでは、返還が止まっている方の約64.5%が低所得を理由に、次いで27.4%が失業中で返還ができないというふうに答えています。コロナ渦中の現在はもっとこの数字が悪いのではないかと想像ができます。この制度で少なくとも返還が止まっている中での低所得でというふうに答えた6割強の方が助かりますし、返還をされている方にも経済的な支援になろうかと思えます。このすばらしい支援事業の佐川町での現在の利用状況をお伺いいたします。

教育次長（廣田春秋君）

では教育委員会より岡林議員の御質問にお答えいたします。奨学金返還の支援制度についてですけれども、現在の利用状況、申請状況を御説明させていただきます。

5月末現在で、まずは電話等での問い合わせ約10件ほどございました。そのうち申請は今のところ6件です。申請の内訳は日本学生支援機構の奨学金が5件、町の奨学金が1件となっております。申請6件のうち交付決定は現在4件、残り2件についても現在手続を進めているところです。以上です。

2番（岡林哲司君）

早速利用の申請があったということで、その方たちは今後10年以上佐川に住んでいただけるという意思があるということで、いかに定住促進にも有効な制度かということがわかります。そこで、今後進学を予定されている方への周知をどのような形で行っていくのか、または既に実行されているのか。また、移住促進に取り組むまちづくり推進課とどのような連携をされているかをお伺いいたします。

教育次長（廣田春秋君）

はい、ご質問にお答えいたします。

まずは制度の広報周知についてですけれども、制度が創設しましたよと、それからこういう制度ですよという周知を町の広報4月号で行っております。それと同時に町のホームページでも制度の周知、それから要綱とか様式等を掲載をしております。また、町の奨学金の返還者に対しましては納付書を送付することがありますので、その際に周知のチラシを同封しております。

あと、なお、今後進学を予定されてる方に向けた周知については現在実施ができていけませんので、今後、町広報等で奨学金の募集をすることがありますので、その際に支援制度もあるんだよというよ

うなことも一緒にお知らせをしていきたいと。それから奨学金の募集要項、一式封筒に入れたようなものができあがりますので、その中に周知のチラシも同封するなどしてお知らせをしていきたいというふうに思っております。

それからもう1点、移住促進との連携ですが、議員もおっしゃられたとおりですね、制度の目的の一つとしてIターンUターンなど地元への定住と就業を促進するというのも目的の一つですので、担当課であるまちづくり推進課と連携し、移住促進につなげていきたいというふうに考えております。

今現在協議中ですが、例えばの話ですが、移住促進のパンフレットがありますので、そこへの掲載、それから移住希望者を対象としたチラシを作成するなど今担当課と協議を進めているところです。また、近々移住相談会もあるということ聞いておりますので、子育て世帯への支援の一つとして、そういうアピールの仕方もできるよねというような打ち合わせをしているところです。以上です。

## 2番（岡林哲司君）

今年の4月から新しく始まった制度ということで、まだまだこれからということではありますが、非常に前向きに取り組んでいただけているようで安心をいたしました。横の連携についてはこれからということで、会計年度任用職員さんもこの制度を受けることができるということで、地域おこし協力隊、会計年度任用職員、この制度との併用で移住に向けたりIターンUターンに向けた相乗効果も非常に期待ができそうな制度ですので、ぜひまちづくり推進課のほうとも課をまたいでしっかり連携を強化して取り組んでいただけるようお願いをいたします。

この助成の対象者の要件として佐川町内に定住しており、申請年度より10年以上定住する意思のある者という文言がございます。例えばその残りの返還が5年で終了し、定住が6年とか短い期間でもし転出されるというふうになった場合の扱いはどのようになりますでしょうか。御回答をお願いします。

## 教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えいたします。現在の制度要綱では補助金を御利用いただいたあとに転出されても、先ほど本人の意思というのがありましたけれども、本人の意思とは別に仕事の都合とか結婚等で生活形

態が変わることはありえるということから補助金の返還を求めると  
いうことにはなっておりません。以上です。

## 2 番（岡林哲司君）

短い期間で転出されても補助金の返還は求めないというふうにな  
っているとありました。ともすると、助成金をいただいて途中で転  
出することも可能というふうになってしまうので、そのあたりもう  
少し定住をなんとか、固定というかね、しっかり約束していただく  
ような内容も、あとそういう、あれですね、佐川にもっと住みたい  
と思っただけのようなまちづくりをすることも大事だと思います  
が、その制度についてしっかりとした説明がされるように周知を  
していただくようお願いをいたします。

今後、道の駅の開業や新文化拠点もできますし、この佐川町内で  
働き口が増えればこのような制度を活用してさらなる定住、移住と  
いうことにつながるかと思いますので、引き続き周知のほうをよろ  
しくお願いいたします。この件については以上で終わります。

それでは、4つ挙げさせていただいた最後の質問に移らせていた  
だきます。

令和4年4月1日に中小法人にもパワーハラスメント防止措置法  
が適用されたことは記憶に新しいと思います。佐川町のホームペー  
ジによりますと、佐川町職員のハラスメント防止に関する要綱が令  
和2年7月29日に告示され、同日に施行されております。そもそ  
もの話にはなりますが、パワーハラスメントとはどういうものか大き  
なくくりで紹介をさせていただきます。

1、身体的な攻撃。これは暴行や傷害ということで、殴打、足蹴り  
を行うなど相手にものを投げつけるなどのことを言います。2、精  
神的な攻撃。脅迫、名誉毀損、侮辱、酷い暴言などがこれに該当しま  
す。人格を否定するような言動を行ったり、相手の性的嗜好、性自  
認に関する侮辱的な言動も含みます。業務の遂行に必要な以上に長  
時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行うというようなこともこの2  
の精神的な攻撃に含まれます。3、人間関係からの切り離し。隔離、  
仲間外し、無視、一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職  
場で孤立をさせるようなことを言います。4、過大な要求。業務上  
明らかに不要なことや遂行不可能なレベルの仕事の強制や妨害。例  
えば新卒採用者や新規の分野に異動した者に対し、必要な教育を行  
わないまま到底対応できないレベルの仕事を課したり、達成できな

かったことに対してそれを厳しく叱責するようなことが含まれます。5、逆に過小な要求。業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや、仕事を与えないこと。管理職である労働者を退職させるために誰でも遂行可能な業務ばかりを行わせたり、気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事や情報を与えないというのもこの過小な要求に該当します。6、個の侵害。私的なことに過度に立ち入ること。労働者の性的嗜好、性自認や病歴、不妊治療歴等の機微な個人情報について当該労働者の了解を得ずにほかの労働者に暴露をするなどが挙げられます。

また、パワーハラスメントではありませんが、その他のハラスメントの中にはこういうかわったものもございます。何でもハラスメント。これは常識の範囲内の行動に対してでもなんでもかんでもハラスメントとまくし立てるような行為のことを何でもハラスメントと言うのだそうです。これはちょっと最近調べてみて初めて知った言葉ではございます。町職員の皆様におかれましては、中小法人やその他の一般事業者に対し、お手本を示すべき立場にあると考えております。その点も踏まえ、現在のパワーハラスメントに対する周知の状況や相談の現状を担当課長にお伺いいたします。

総務課長（片岡和子君）

岡林議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。議員がおっしゃられますとおり、本来、公務の職場、こちらにつきましては各種ハラスメントの防止について模範となるべき立場であることであつたりとか、職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境を保持することによって町民の皆様には質の高い行政サービスを提供することが求められております。そのような観点からも役場全体で職員一人一人がハラスメントにつきまして、理解を深め、防止に取り組んでいかなくてはいけないと考えているところでございます。

現在のハラスメントについての対応状況につきましてですが、新規採用職員、それから採用5年目、10年目に達しました職員及び係長、課長補佐、課長に昇格、昇進した職員、こちらにつきましてはこうち人づくり広域連合での研修においてハラスメントに関する研修を受けるように義務づけをしております。

続きまして、相談の現状ですけれども、ハラスメントに関する相談または苦情の申し出が職員からあつた場合に、対応するための役場の相談窓口としましては総務課となっております。改めてこのこ

とは職員に対しても周知を図っていきたいと考えているところでございます。相談件数につきまして、現在の担当職員に確認いたしましたところ、過去に1件はあったと聞いております。以上でございます。

## 2番（岡林哲司君）

職員に対するハラスメントに対する周知、研修の実例、実例というか制度も挙げていただきました。ただ、過去に相談が1件というのはちょっと、まあ、実際に何も問題ない職場という認識に近いような数字になると思いますけれども、この数字がもしかしたら相談がしにくいというような状況になっているかもしれません。そのあたりについても相談がしやすい環境っていうものの整備にも努めていただきたいと思います。

佐川町職員のハラスメント防止に関する要綱によると所属長については第3条に所属長は当該所属職員がほかの所属職員（以下他所属職員という）からハラスメントを受けたとされる場合には、当該他所属職員に関する所属長に対し、当該他所属職員に対する調査を要請するとともに必要に応じて当該他所属職員に対する指導等の対応を求めなければならない。この場合において調査または対応を求められた所属長はこれに応じて必要な調査を行わなければならないとあります。

また、第3条3、所属長はハラスメントに関する苦情の申し出、当該苦情等にかかわる調査への協力、その他ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならないとあります。

また、職員について第4条の4、職員はパワーハラスメントについて十分認識し、職場において職位、役職、もしくは雇用形態、または性別、もしくは年齢にかかわらず職場の職員に対して敬意の念をもって接し、良好な人間関係及び協力関係を保持する義務を負うとともに、職場において次に掲げる、次に挙げる行動をしてはならない。1、侮辱的な言動や嫌がらせ、乱暴な言動、噂の流布等により職場環境を悪化させたり、職員を身体的または精神的に傷つけたりする行為。2、職員の就業意欲を極端に低下させ、能力の発揮を阻害するような叱責、指導、または本来の業務範囲を逸脱した教育。3、集団で特定の職員を侮辱したり孤立させたりする行為。4、その他職員に不快感を与える行為。とあります。令和2年7月29日から施

行されたルールですので、昨日、今日で言われ始めたことではありません。この認識をしっかりと町民へのお手本、しっかり持っていたき町民へのお手本を示していただきたいと存じます。

パワーハラスメントという行為には無視をしたり業務に必要な情報を意図的に与えなかったり、正当ではない低い評価をするというような行為も含まれます。いずれにせよ、パワーハラスメントが起きている現場では、職場内で不穏な空気が漂うので、当事者以外も把握できる状況が多いと思いますが、該当行為を目撃した際には、しっかりと報告をし、うみ出しをして働きやすい職場環境にしていけることが重要だとは思いますが、その点について担当課長の御所見をお伺いします。

総務課長（片岡和子君）

議員からただいま御紹介いただきました、佐川町職員のハラスメント防止に関する要綱、令和2年の7月に制定施行されておりますけれども、こちらのほうを見ても、所属長である各課局長が日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止に努める、そしてそれとともに問題が生じた場合には必要な調査や対応などを行わなければならないなど、重要な責務を負うこととされています。このようなことを考えてみますと、まずは自分自身も日ごろのコミュニケーションを大切にして、職員同士なんでも相談できる信頼関係を築き上げていくこと、こちらのほうが大切だと感じているところでございます。そういったことを通しまして職員誰もが働きやすい職場環境をつくってまいりたいと考えております。

そして、万が一ハラスメントによる相談や問題が発生した場合には、職員のプライバシーや名誉、こちらのほうにも配慮をさせていただきながら、迅速かつ適正に、そしてしっかりと調査を実施いたしまして、事実が確認されましたときには厳正に対処していきたいと考えているところでございます。以上です。

2番（岡林哲司君）

片岡総務課長のほうからも先ほどありましたが、万が一相談があった場合には当該職員の名誉も気にしつつプライバシーに配慮してしっかりと調査をしていただけるということでございます。

長くなってきましたが、町民からの多くの問い合わせ、そして厳しい、大変厳しい御意見をいただいておりますので、今回の私の質問の通告内容の枠内でタイムリーな話題にも少しだけ触れさせてい

たきます。

私個人の意見としましては、やっとうこういった案件が公表され、そして、罰せられ改善される世の中になってきたというところがございます。片岡町長には、今後パワーハラスメントの案件が発生した際にはしっかりとした調査をし、常習性がなかったものか、ほかに被害にあった者がいなかったか等を明らかにしていただきたいと思えます。また、複数案件へのかかわりが明らかになった場合や再び同様の事件を起こしたような場合にもっとも重い懲罰を与えるという強い意志で町政に取り組んでいただきたいと思えます。その点について町長のお考えをお聞かせください。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。岡林議員のおっしゃるとおりでございます。ハラスメントの防止を図るためには、まず、風通しのよい職場環境をつくるということ、また、職員同士が日ごろのコミュニケーションを大切にし、何でも相談しあえる信頼関係を築くことが大切と。私は日ごろから職員の課長の皆さんにもお伝えをしているところです。そして、住民サービスの観点からも職員一人一人がハラスメントについて理解を深め、研修会などの開催や各機関の研修会などへの参加をするなど、防止に向けて取り組んでいきたいと思っております。

先ほど、町民課長、すいません、また言いました。総務課長の答弁にもありましたが、今後、もしハラスメントの問題が発生した場合にはですね、職員のプライバシーや名誉にも配慮しながら迅速かつ適正に調査を実施し、事実が確認されたときには厳正かつ適正に対処をしまいたいと思っております。

ハラスメントにつきましては、全職員が共通の意思のもと絶対に許さないという強い気持ちと意思をもって取り組んでいきたいと考えております。どうぞよろしく願いをいたします。頑張ってます。

2番（岡林哲司君）

力強い方針の表明をありがとうございます。日ごろから片岡町長は庁内でもいろんな方に声をかけ、コミュニケーションを取っている姿を見ますので、ぜひ、こういった案件が発生した際には厳正な対応をお願いしたいと思います。

新聞に出た案件の詳細説明については、明日の全員協議会でして

いただけるということですので、どのような経緯でどのような処分なのか先ほどの表明に沿ったものになっているかしっかり聞かせていただきたいと思います。

最後に、一般企業での例として紹介をさせていただきます。パワーハラスメントや暴行や傷害があった場合、状況にもよりますが、降格、解雇というのが常識的な処分であります。また、刑法上の暴行と傷害には以下のような違いがございます。

暴行罪、暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときには2年以下の懲役、もしくは30万円以下の罰金、拘留もしくは科料に処するとされております。そして、怒鳴るという行為ですが、これについても暴行罪が成立することがあります。そして、怒鳴った際の発言内容が害悪の告知、これはその暴言を発した相手方に何か悪い影響があるぞというようなことをその発言内容に含むということですけれども、その場合は脅迫罪が成立することもあるということです。

傷害罪については人の身体を傷害した者。これは15年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するとされております。これは刑法での説明です。当事者同士の話し合いで示談になれば刑罰は科せられることはありませんが、以上のようなことも踏まえて町民にしっかりとした説明をすることが重要であります。

また、こうした被害にあわれた方は身体的にも精神的にも傷つきます。身体的な傷は時間で癒えても、尊厳を傷つけられるとPTSDなどの症状として長い間苦しむこととなります。今、町内だけでなく多くの目がこの場に向いております。我々の良心を本当にたくさんの方々が見ておられます。

町長を初め執行部の皆様にはそのことを御留意いただき、人を大事にするまち佐川町として町民が誇りに思える行政判断をなされるよう心よりお願いをいたしまして本定例会における私の全ての質問を終わらせていただきます。町長を初め執行部の皆様には御丁寧な答弁をいただきましてありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、2番、岡林哲司君の一般質問を終わります。

これで今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

日程第2、常任委員会審査報告についてを議題とします。

総務文教常任委員長の報告を願います。

総務文教常任委員長（橋元陽一君）

それでは報告します。令和4年6月7日、佐川町議会議長、西森勝仁様、総務文教常任委員会委員長、橋元陽一。総務文教常任委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は審査の結果次のとおり決定したので、佐川町議会規則第77条の規定により報告をします。受理番号1番、付託年月日令和4年6月3日、件名、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情、意見または審査結果についてです。簡潔に報告します。

6人の委員で審査を行い、簡潔に報告してまいります。

まず、事務局が陳情文書を読み上げて提案をし、各委員から意見を受けました。陳情書の趣旨の中で海の日が毎年変わるようでは諸外国から見て軸の定まらない国とし、映るに違いないと指摘されたことに賛同するなど固定化に賛成する意見がありました。一方、他国の祝日を自分を含めてほとんどの人は知らないのではないか。また、親や働いている人の立場からは現状のハッピーマンデー化のままのほうが休みやすいなど、固定化に反対の意見がありました。賛否の意見を踏まえて審査を行い、採決をとり、陳情書に賛成が2、反対が、採決をとり、すいません、採決をとり、陳情書に賛成が2、反対が3で総務文教委員会では不採択といたしました。以上、報告します。

議長（西森勝仁君）

以上で、委員長の報告を終わります。

受理番号1について、質疑を省略し討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号1、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情は不採択することに決定しました。

本日の会議はこれを持ちまして終わります。  
次の開会を9日の午前9時とします。  
本日はこれをもって散会します。

散会 午後2時55分